

四分之一。王等亦准此。

己亥。二日なり。○醫博士。令。典藥寮醫博士二人。○咒禁博士。典藥寮咒禁博士二人。六典云。掌教咒禁生。以咒禁。祓除邪魔之爲。厲者。とあり。○沙宅萬首。類史に此四字なし。一本にはあり。無は脱たるなるへし。○銀人。類史に人上各字あり。○乙巳。八日なり。○左右大臣。本に左字脱たり。今考本に據る。○直大參。本に直字脱たり。今考本に據る。○隨其戸口とは。集解に按言隨其家人數。と云り。○上戸中戸下戸。田令に。上戸義解謂。凡戸上中下者。計口多少。隨時量定。其餘條稱。上上戸中戸等。亦准此例也。とあり。又賦役令に見ゆ。されは。こゝも其家人數の多少を云るなり。通證に。天武紀曰。先知富貧。簡定三等。是也。と云れたるは誤なり。富貧の謂にはあらず。○四分之一。續紀。天平六年九月。班給難波京宅地。三位以上一町以下。五位以上半町以下。六位四分之一以下。などありて。四分の一は。一町を四分にして。其一を賜はる事なるか。後には狹き家の稱ともなれりと見えて。大鏡に。顯忠大臣の家のことを。此おととのみそ。御族の中に。六十餘までおはせし。四分の一の家にて。大變したまへる人なり。富の小路の大臣と申とあり。また制に超えて廣き家を占むるをも。禁め給ひて。日本紀略長元三年四月二十三日。伏議。諸國吏。居處不可過四分之一宅。近年多造營一町家。不濟公事。又六位以下築垣。並檢皮葺宅。可停止者。など云事も見えたり。

六年壬辰

六年春正月丁卯朔庚午。増封皇子高市二千戸。通前五千戸。癸酉。饗公卿等。仍賜衣裳。戊寅。天皇觀新益京路。壬午。饗公卿以下。至初位以上。癸巳。天皇幸高宮。甲午。天皇至自高宮。二月丁酉朔丁未。詔諸官日。當以三月三日。將幸伊勢。宜知此意。備諸衣物。賜陰陽博士沙門法藏。道基。銀人二十兩。乙卯。詔刑部省。赦輕繫。是日。中納言直大貳三輪朝臣高市麻呂。上表敢直言。諫爭天皇欲幸伊勢。妨於農時。

庚午。四日なり。○癸酉。七日なり。○戊寅。十二日なり。○初位以上。此時末初位と云位號はなきを。こにかくあるは。孝徳紀大化三年の位號を。建武初位又立身とあるか如く。進冠四階の。後の初位に當れるを以。また初位とも唱へしなるへし。○癸巳。二十七日なり。○高宮。葛上郡にあり。○甲午。二十八日なり。○至自。本に自字を脱せり。今中臣本集解に據る。○丁未。十一日なり。○詔諸官日。靈異記云。釋曰。朱鳥七年壬辰二月。詔諸司。當三月。將幸伊勢云々。とあり。朱鳥七年とあるも同じ。此事は已に云り。○賜陰陽博士。本に賜字を脱せり。今中臣本考本。類史官庫本。兼永本等に據る。職員令。陰陽博士一人。掌教陰陽生等。とあり。こゝなるは釋私記に。法師任陰陽博士者。と云り。○道基。佐藤某か

陰陽博士沙門道基傳と云ものあり。其前文に。沙門道基は。持統文武元明元正の頃に係れる人にて。陰陽に精しく。博士となり。又彫刻に秀てたり。本元興寺に住し。智徳世に聞えしか。後大和の壺坂寺を開創し。自ら千手大悲の尊像を彫刻して。之を安置し。遂に此に住し。又奈良三月堂の。千手大悲の尊像を刻したりしか。方今に傳はれり。然るを如何なる所以にか。其傳元亨釋書及本朝高僧傳等に見えされは。かく文學に工藝にさへ。達したる名僧の。其の名の湮滅せしを惜み。正史野乘より。其事蹟の探るべきを聚集して。傳を作り。一は釋書高僧傳等の漏を補ひ。一は美術家の一粟に供せんとす。と云り。其引用書には。此なる持統紀。拾芥抄。大和名所圖會。伽藍開基記等を引て云り。好古叢誌卷三に出たり。披き見るへし○乙卯。十九日なり○中納言。倭名抄奈加乃毛乃萬宇須豆加佐とあり。中納言はじめてこゝに見えたり。但し元年紀に。納言布勢朝臣とあるを。補職原抄に。此年始置中納言官。其後罷之。慶雲四年又置之。とあるは。此の文によられたるものと見えたり。されど此年おかれしものとも見えす。また上にも引る皇代紀には。六年辛卯に。始置中納言とあり。これも信かたし。○三輪朝臣高市麻呂。三輪。靈異記に大神に作れり。麻呂本に歴一字に作る。今中臣本考本に據る。下も同じ○妨於農時。高市麻呂の農時に心を用ひしこと。靈異記に見えたり。次に引く。併せ考へし。

三月丙寅朔戊辰。以淨廣肆廣瀨王。直廣參當麻真人智徳。直廣肆紀朝

臣弓張等。爲留守官。於是中納言三輪朝臣高市麻呂。脫其冠位。擊上於朝。重諫曰。農作之節。車駕未可以動。辛未。天皇不從諫。遂幸伊勢。壬午。賜所過神郡。及伊賀伊勢志摩國造等冠位。并免今年調役。復免供奉騎士諸司荷丁。造行宮丁。今年調役。大赦天下。但盜賊不在赦例。甲申。賜所過志摩。百姓男女。年八十以上。稻人五十束。乙酉。車駕還宮。每所到行。輒會郡縣吏民。務勞賜作樂。甲午詔。免近江美濃尾張參河遠江等國供奉騎士。及諸國荷丁。造行宮丁。今年調役。詔令賜天下百姓。困乏窮者。稻男三束。女二束。

戊辰。三日なり○三輪。中臣本に大三輪とあり○脫其冠位。脫冠と云こと。文選に脫冠謝朝とあり。こゝも然あるべきを。脫冠位とありては。少か意たかへり。されど。冠位位品定まりたれ。は。あなかに非事にもあらし。されどこゝに疑はしきよしあり。既にも云ることく。此時は。早く冠はみな一樣となりて。位記を賜ひて。其品階を定め給ふとおほしければ。こゝは其位記の事にやともおほはるれど。この事を靈異記には。脫其冠位とあり。總紀に云り。其に就て試に考るに。當時冠はみな一樣の漆紗冠なれど。其冠を飾る蟬カサレシを給

ひて。其品位を分ち給ひしにや。さらは其蟬を脱て聳上せしは。即位を返し奉るよしなり。もしさもなく。一様の冠を脱たるのみにては。位を返すにはなるまじく。またたゞ位記のみならむには。脱とは書くまじくやあらん。されどこの事。他に明證なければ。うけはりては云かたからんか。よく考へし〇辛未。六日なり〇不從諫云々。靈異記上に。故中納言從三位大神高市萬呂卿者。大后天皇時忠臣也。有記曰。朱鳥七年壬辰二月。詔諸司。當二月。將幸行伊勢。宜知此狀。而設備焉。時中納言恐妨農務。上言諫。天皇不從。猶將幸行。於是脫其蟬冠。聳上朝廷。亦重諫之。方今農節不可也。或遭旱災時。便塞上已田口水。施百姓田。施水既窮。諸天感應。龍神降雨。唯唯。卿田不落。餘地。堯雲舜雨。還霽。諒是忠信之至化義也。とあり。また懷風藻。藤原朝臣萬里。過神納言墟詩に。一旦辭榮去。千年奉諫餘。松竹含春彩。容暉寂舊城。清夜琴樽罷。傾門車馬疎。普天皆帝國。吾歸遂焉如。君道誰云易。臣義本自難。奉規終不用。歸去遂辭官。放曠遊穉竹。沈吟佩楚蘭。天閣若一啓。將歸水魚歡。とあるなど。諫の行はれさりしを。其世にも歎きし人あり。さて續紀大寶二年正月。從四位上大神朝臣高市麻呂。爲長門守。三年六月。爲左京大夫。慶雲三年二月卒。以壬申功。詔贈從三位。とあり。初任には。持統元年中納言。大寶元年三月二十一日。從四位上。とありて。續紀と異なり。〇壬午。十七日なり〇所過神郡。郡を中臣本に都とあり。誤なり。さて神郡は。伊勢國度會多氣飯野三郡なり。大神宮式に見えたり。神宮雜例集云。皇大神御鎮坐之時。磯邊河以東。定奉神國飯野多氣飯野三郡。評也。なとあり。この時は度會多氣二郡なり。下に詳に云〇伊賀國造

は。國造本紀。伊賀國造。志賀高穴穗朝御世。皇子意知別命三世孫。武伊賀都別命。定賜國造。難波朝御世。隸伊勢國。飛鳥朝代割置如故。伊賀國風土記云。伊賀國者。往昔屬伊勢國。大日本根子彦太瓊天皇御宇癸酉。分而爲伊賀國。本此號者。伊賀津姬之所領之郡也。仍爲郡名。亦爲國名。とあり。和名抄。伊賀國伊賀郡あり。同郡阿我郷あり。孝德御世の頃は。伊勢國に隸屬て。一國とは立さりしなり。飛鳥朝に。割置如故は。古への如く。風土記なる大日本根子彦太瓊天皇御宇癸酉。分而爲伊賀國。とあるこれなり。されといさか疑はし。一國に復し給ひしなり。其は倭姬命世記。崇神天皇六十四年の注に。伊賀國。天武天皇庚辰歲七月。割伊勢國四郡。立彼國。とある。即これなり。意知別命は垂仁の皇子なり。武伊賀都命の事ものに見えず。栗田寛云。國造本紀の上文に。以天日鷲命爲伊勢伊賀國造。とあり。本文隸伊勢國。とあると。併按ふに。古は天日鷲命の裔孫。世々兩國の國造なりしを。成務御世に。故ありて。殊に武伊賀都命を封じたまひしにやあらむ。と云り〇伊勢國造は。國造本紀に。伊勢國造。榎原朝。以天降天牟久怒命孫。天日鷲命。勅定賜國造。と云り。本に羅字脱たり。倭姬命世記國造抄に。牟羅久怒とあり。天牟羅靈命とも申せり。天牟羅久怒命は。天忍雲根命と同神なり。天日鷲命は。亦天日別命とも申せり。此命の伊勢國を賜りしこと。倭姬命世記に引る。裏書勘注に引る風土記。また一書。大同本記等の書に委く見えたり。姓氏錄左京神別。伊勢朝臣。天底立命六世孫。天日別命之後也。と見え。此系のことは。受禰宣補任次第に委し。續紀神護景雲二年六月。以從四位上外衛中將。兼造西隆寺長官。參河守勳四等伊勢朝臣老人。爲本國々造。ともありて。伊勢朝臣と同氏なり〇志摩國造は。國造本紀に。島津國造。志賀高穴

穗朝。出雲臣祖。佐比爾足尼孫。出雲笠夜命。定賜國造。とあり。島は志摩國也。津は助辭か。また志摩國は。海國にて津なりしか故に。島津と云しか。古事記に島之速賢とあり。古は伊勢に隸たりしにや。萬葉七。伊勢海之。白水郎島津我鰐玉。とよみ。また伊勢島なごもよめり。名義は海中に差出たる國なれば。島字の義なるへし。出雲臣は。天穗日命の後なれども。佐比爾足尼。出雲笠夜命。ともに物に見えず。國造も此他に見あたらず。さて右の三國の國造ともは。此時車駕に仕奉りしものなるへし。○甲申。十九日なり。○所過志摩。通證云。今按。此時取道於海濱也。或伊勢志摩之國堺。與今蓋異歟。廢帝紀曰。伊勢志摩兩國相爭。於是遷屬乘。刻於葦淵。續日本後紀曰。伊勢國答志郡。關氏分域指掌圖曰。按續日本紀。分志摩國答志郡。始置佐藝郡。此郡今則亡。伊良胡崎。存名于參河。錦島接屬于伊勢。其餘名勝。混入勢紀一者。亦多矣。或曰。志摩本在伊勢參河之間。歷世既久。而爲海水所淪沒。後來割伊勢東偏。爲一國也。とあり。この事はなほよく考へし。○稻人。類史に人を各に作る。○乙酉。二十日なり。○車駕還宮。按に辛未六日より。乙酉二十日に至り。總かに十五日程にして。志摩國をさへめぐりて還り給ふは。いとも速かなる御事なるにつきておもふに。かの高市麻呂朝臣か。農作の節なるを以。切に諫め奉りけん。其奏言をおもほしめして。かくは速く還幸なし給へる大御心と。おもひ遣り奉られたり。さらば高市麻呂か諫めも。かひなきとは申かたきか如し。○每所到行。本に所字脱たり。今中臣本に據る。○務勞賜。務字下脱字あるへし。○甲午。晦日なり。○詔令賜。本に令字下賜字脱たり。今本

書傍注。考本類史。一本に依る。○困乏窮者。類史に困字なし。七年の下にも困乏窮者とあり。○女二束。活字本に。一を二とあるは誤なり。

夏四月丙申朔丁酉。贈大伴宿禰友國直大貳。并賜博物。庚子。除四畿内百姓爲荷丁者。今年調役。甲寅。遣使者。祀廣瀨大忌神。與龍田風神。丙辰。賜有位親王以下。至進廣肆。難波大藏。各有差。庚申詔曰。凡繫囚見徒。一皆原散。

丁酉。二日なり。○大伴宿禰友國。傳知られず。○庚子。五日なり。○四畿内。大和山城河内攝津なり。この後。元正天皇御世に。河内を割て和泉國を置り。其時より五畿内の稱あり。○甲寅。十九日なり。○丙辰。二十一日なり。○賜銖。倭名抄兼名苑云。釜一名鏝。和名人波。とあれど。誤なり。須岐と訓へし。既に云へり。さて親王を始め。諸臣といへども。田を作り給ふは。皇國の古風にて。神代よりの事なれば。かく銖を給へるなり。これを或人。官人に銖を給へるは。此時より始められり。と云れしは。古のさまにくらさなり。出雲風土記に。荒波鳴尊の。大國主神に。五百箇。○見徒。本に徒字を脱せり。今中臣本集解に據る。

五月乙丑朔庚午。御阿胡行宮時。進賢者。紀伊國牟婁郡人。阿古志海

部河瀬麻呂等。兄弟三戸。復十年調役雜徭。復免挾抄八人。今年調役。辛未。相摸國司。獻赤鳥。鶡二隻。言獲於御浦郡。丙子。幸吉野宮。庚辰。車駕還宮。辛巳。遣大夫謁者。祠名山岳瀆。請雨。甲申。贈文忌寸智德直大壹。并賜賻物。丁亥。遣淨廣肆難波王等。鎮祭藤原宮地。庚寅。遣使者。奉幣于四所伊勢。大倭。住吉。紀伊大神。告以新宮。

乙丑。中臣本に丙寅とあり。大小の差あり。庚午。六日なり。阿胡行宮は。倭名抄志摩國英虞郡なり。萬葉一。幸于伊勢國。時。留京柿本朝臣人麻呂。嗚呼兒乃浦爾。船乘爲良武。熾熾等之。珠裳乃須十二。四寶三都良武香。四に。網兒之山。五百重隱有。佐堤乃崎。とある是なるへし。さて此は。三月伊勢行幸の時の行宮なり。阿古志。通證云。此又謂阿胡。と云り。細井貞雄云。志は尼に作るへし。阿胡根浦。萬葉集に見えたりと云れど。これは別處なり。河瀬麻呂。本に麻呂を廢に作る。今例に因て改む。雜徭。賦役令義解に。凡調庸之外。國中諸事。不論大小。總爲雜徭也。とあり。辛未。七日なり。丙子。十二日なり。庚辰。十六日なり。辛巳。十七日なり。大夫謁者。漢書注に。謁者即周之行人也。と云り。集解云。按此謂謁者猶使者。とあり。名山は。大山なり。拾芥抄に。七高山。比叡。比良。伊吹。愛宕。金

峰。神峰。葛木。とあり。此等の類の山を云なるへし。甲申。二十日なり。文忌寸。上には書直とあり。丁亥。二十三日なり。庚寅。二十六日なり。大倭。式山邊郡大和坐大國魂神社。紀伊大神。式紀伊國名草郡伊太祁曾神社。名神大月次。相登新嘗。是なり。此神の御事は。神代紀伊國所坐大神是也。とある下に委く云り。さて其大神に並へて。大屋都比賣神社。名神大月。次新嘗。都麻都比賣神社。名神大月。次新嘗。右三神を合せて。紀伊大神と申奉れるなり。重胤云。此紀伊大神を。日前國懸大神なりと云説あれども。其は非なり。地神本紀に此三神を。並坐紀伊國。即紀伊國造齋祠神是也。と所見たる。此紀伊國造は。本より神代以降。右の日前國懸兩大神に供奉りて。其地に土着る事はしも。神武東征の御時よりの事なり。即國造本紀。權原朝御世。神皇產靈尊五世孫。天道根命。定賜國造。とある是なり。然るに此三神はしも。此國を木國と云始より。此に御坐て。即木國と云も。此三神亦能分布木種とある。此御事に因れるなれば。即紀伊大神と申奉るならん。此三神に渡らせ給へりける。斯て天道根命はしも。右の日前國懸大神の。御神寶を供奉りて。此地に住給ひ初ては。此國の大神に仕奉らるへき理になん有ける。と云れたるにて明らかし。○以新宮。釋紀私記に。宮下加事字讀。と云れたるか如くなるへし。さるにても。此四所にのみ。新宮の事を告し給へるは。いかなる故にかありけん。知かたし。

閏五月乙未朔丁酉。大水。遣使循行郡國。稟貸災害不能自存者。令

得<sup>スナトシキニカフ</sup>漁<sup>ニ</sup>探<sup>ル</sup> 山林池澤。詔<sup>テ</sup>令<sup>テ</sup>京師及四畿内。講<sup>シ</sup>說<sup>カ</sup>金光明經。戊戌。賜<sup>シ</sup>沙門<sup>ヲ</sup>觀成。緇十五匹。綿三十屯。布五十端。美<sup>シ</sup>其所造鉛粉。丁未。伊勢大神奏<sup>シ</sup>天皇曰。免<sup>ス</sup>伊勢國今年調役。然應<sup>テ</sup>輸<sup>ル</sup>其二神郡。赤引絲參拾伍斤。於來年。當<sup>ル</sup>折<sup>ル</sup>其代。己酉。詔<sup>テ</sup>筑紫大宰。率<sup>テ</sup>河内王等曰。宜遣<sup>シ</sup>沙門於大隅。與<sup>テ</sup>阿多。可<sup>レ</sup>傳<sup>ル</sup>佛<sup>ノ</sup>教。復<sup>シ</sup>上<sup>テ</sup>送<sup>ル</sup>大唐大使郭務悰。爲<sup>シ</sup>御<sup>ニ</sup>近江大津宮<sup>ニ</sup>天皇。所<sup>レ</sup>造阿彌陀像。

丁酉。三日なり。○循行。本に循を修に作る。今京極本考本に據る。○稟貸。通證に。稟給也。貸與也。とあるか如き義なるを。カヒオヒと訓れたるは。ひかことなり。カシアタフなど訓へし。○戊戌。四日なり。○觀成。續紀五に。觀成法師爲<sup>シ</sup>大僧都とあり。中臣本京極本釋紀に。成を戒に作るは誤なるへし。○綿三十屯。本に三十を卅に作れり。今考本に依る。○鉛粉。倭名抄調度部。容飾具。粉。文選好色賦云。着<sup>レ</sup>粉則大白。粉之踏彼毛能。箋注云。下總本或作<sup>レ</sup>以。與<sup>レ</sup>伊呂波字類抄<sup>ニ</sup>合。之路岐毛能。見<sup>レ</sup>活字本枕冊子。之路以毛能。見<sup>レ</sup>空物傳實宮卷。比册子。紫式部日記。榮花物語。五節卷香花卷。按說文。粉所<sup>ニ</sup>以<sup>レ</sup>傳<sup>ル</sup>面者也。徐鍇曰。古傳<sup>レ</sup>面。亦用<sup>レ</sup>米粉。釋名釋首飾。粉分也。研<sup>レ</sup>米使<sup>レ</sup>分散<sup>ス</sup>也。急就備注。粉謂<sup>レ</sup>鉛粉及米粉。皆<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>傳<sup>ル</sup>面。取<sup>レ</sup>光潔<sup>ス</sup>也。典義案式。供御<sup>ニ</sup>白粉料。糯米一石五斗。粟一石。然則西土皇國。古皆傳<sup>レ</sup>面。以<sup>レ</sup>米粉<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>知也。所謂<sup>レ</sup>之路岐毛能。即是。然後世無<sup>レ</sup>者。米粉之事。唯<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>鉛粉。故之路岐毛能。轉<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>鉛粉之名。今俗謂<sup>レ</sup>鉛粉。爲<sup>レ</sup>於<sup>レ</sup>之呂以<sup>レ</sup>是也。但源君所<sup>レ</sup>舉<sup>レ</sup>之。粉。古之米粉。抑後世之鉛粉。未<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>其詳。と云り。右の説に據らば。これまではみな米粉なりしか。此時より鉛

粉を始て造りて奉<sup>ラ</sup>せしなるへし。この鉛粉をも。古本にシロキモノと訓り。本には音讀にしたり。通證云。水銀粉。和名波良夜。俗云。伊勢於志呂伊。出<sup>シ</sup>勢州射和。爲<sup>シ</sup>精品。元明紀曰。使<sup>シ</sup>伊勢獻<sup>シ</sup>水銀。今飯高郡丹生山出。とあり。また和名抄に。白粉俗云<sup>ニ</sup>波布羅<sup>ト</sup>云<sup>フ</sup>ものあり。波布羅。榮花物語御裳卷。藤中抄養生條に出たり。これも面に傳<sup>ル</sup>るものなり。箋注に委し。披<sup>シ</sup>見るへし。○丁未。十二日なり。○免伊勢國今年調役。大神のかく奏し給ふ故は。知へきよしなけれど。思ふに。今年三月天皇行幸の頃しも。農時に當りて。百姓の勞苦せるさまを。神ながらも憐ませおはし坐し。かくは乞し給ひしにもあるへし。さらば彼高市麻呂朝臣の。諫言のさまも。思知られて。いともか<sup>レ</sup>い<sup>レ</sup>し。○應輸。本に應字脱たり。今京極本中臣本兼永本類史に依る。○二神郡。神郡の事は上にも既に云る如く。其本は神國と云ひき。さて其神郡には。二神郡三神郡等の稱あり。後には神八郡の稱もあり。式の祝詞に。三郡國々處々とある處の祝詞講義云。即三神郡なり。また三箇神郡ともあり。神宮雜例集に。本記云。皇太神御鎮坐之時。大幡主命白久。己先祖天日別命賜。伊勢國內。磯部河以東。神國定奉。飯野。多氣。度會等也。即大幡主命。神國造大神主。定給支。又云。難波長柄豐前宮御世。飯野。多氣。度相。惣一郡也云々。と見えて。未此時三郡ならず。延曆儀式帳に。初<sup>ニ</sup>神郡度會多氣飯野。三箇郡。本記行事條に。難波朝廷。天下立<sup>レ</sup>評給時仁。以<sup>シ</sup>十鄉<sup>ニ</sup>分<sup>シ</sup>豆。度會乃山田原。立<sup>シ</sup>屯倉<sup>ニ</sup>豆云々。以<sup>シ</sup>十鄉<sup>ニ</sup>分<sup>シ</sup>竹村。立<sup>シ</sup>屯倉<sup>ニ</sup>云々。近江大津朝廷。天命開別天皇。御代爾。以<sup>シ</sup>甲子年。小乙下久米勝麻呂仁。多氣郡四箇鄉申割豆。立<sup>シ</sup>飯野高宮村屯倉<sup>ニ</sup>云々。三箇郡攝<sup>シ</sup>一處。太神宮供奉支。と有り。然れば其元一なりし處を。孝德天皇御世に。分ちて度會多氣二郡と爲し。天智天皇甲子に。其

多氣郡を割て。飯野郡を置たりしなり。合せて此を三箇神郡と云ふ。然れども。右三郡の内。飯野一郡は。神郡の員にして公郡なり。其は天智天皇御世に。二郡を別て三郡と成し。而して其一郡は。公郡に召しかとも。然すかに憚思召す所の有けるなるへし。持統天皇六年紀に。神郡とも二神郡とも云名出たり。雜例集に載る。寶龜五年七月二十三日。太政官符に。多氣度會二箇郡云々。二箇神郡と有て。又寛平九年九月十一日官符に。應以三伊勢國飯野郡。寄三太神宮。右郡云々。自今以後。永以奉寄。と有て。此より全く神三郡に成れりしものなり。然れば儀式帳に記されし延暦の頃は。未二郡なりし故に。止由氣宮儀式帳には。二箇神郡人夫云々。多氣度會二箇神郡。所進明曳調糸乎。など有て。紛れなきを。皇太神宮儀式帳に。度會多氣飯野の三郡と云るは。其元三郡共に。一に攝て。太神宮の御縣なりしを。其割分れたる所以を以て云むとてなり。儲行事記に。此詞の載れるには。此三郡を八郡と爲り。其は延喜以後。文治迄に。五郡を増加奉給へるなり。雜例集に。伊勢國神郡八郡事。度會郡。多氣郡。飯野郡。已上謂之神三郡。又云。道後封戸九百七十一烟。員辨郡天慶三年八月符二百烟。三重郡應和二年二月二十三日符二百一烟。安濃郡天祿四年九月十一日符三百八十九烟。朝明郡寛仁三年九月十一日符云々。飯高郡文治元年九月九日符。とありて。合せて神郡八郡なり。右は本條の要文をのみ約めて引り。と云れたるにて知へし○赤引糸は。未練さる生糸の名なり。神祇令に。孟夏神衣祭。義解に。神服部等。齋戒潔清。以參河赤引神調糸。織作神衣。とありて。これは參河の神戸より献りて。伊勢の多氣郡の服部等。服部郷に在て織るな

り。これに附て或説に。赤引は地名なりと云り。和名抄郷名に。同國寶飯郡赤孫安加比古とあり。若くは其地なりや。然も有らば。右の服部郷の神服部等。赤孫郷にて。糸を取ならんともおもはるれど。しからず。儀式帳職掌行事條。禰宜大初位上。神主公成の下に。又毎年九月。己之家仁養蠶乃赤引生糸九約。織奉太神御衣仁一供奉。と有を見れば。赤引は糸の名にて。地名に非すと。重胤か云れたるか如し。此なるは。六月月次祭祝詞に。三郡國々處々爾。寄奉禮留。神戸人等能。常毛進留御調糸。とある。即これにて。御調糸は。太神宮式に。太神宮赤引絲卅約。木綿大七斤。麻大十二斤。とあり。儀式帳に。御調荷前供奉行事。赤引糸四十斤。右以五月二十日。御調專當郡司。並調書生。及郡長服長等。爲大解除。忌慎侍。亦郡内諸百姓等。人別私家解除清豆。御調糸持。參向太神官司仁。即太神宮司卜定豆。糸遠令編定。御調櫃入豆。鹽湯持豆清豆。御調倉進納畢。以六月十七日朝時。從御調倉。下豆。預度會多氣郡司。並調書生。服長等。御前追。持參入太神宮。供奉行事波。神服織。神麻績御衣供奉。行事亦同。御調荷前絹一百疋。右絹勘備奉行事。赤引糸奉時止同。など見えたり。此調糸を。行事記に載る此文には。赤良曳荷前御調糸とあり。度會宮は。赤引糸卅約。木綿大四斤。麻大十斤と。大神宮式に見え。儀式帳には。御調糸進入卅約と有りて。小注に。見進入廿八約。高宮御料分二約。と記せり。神祇令には。上に引る如く。三河赤引神調糸の事有れども。式及儀式帳には。なほ兩宮儀式帳五月例。六月例。及年中行事にも見えたれど。今は引出す。赤引を。多氣度會二郡の由見えたり。なほ兩宮儀式帳五月例。六月例。及年中行事にも見えたれど。今は引出す。赤引を。赤色糸也と云れど。赤色なりと云る證見あたら。○當折其代。通證に。折准折也。訓見欽明紀。とあり。分析の意す。明ら引にて。糸の清淨なるを云る名なるへし。

にて。今年の當國の調役の數に足まで。來年神郡より輸すへき赤引絲三十五斤の内を折て。調役を充てむとなり○己酉。本に己を乙に作る。今通證引一本。考本に據る。十五日なり○上送云々。壬申年郭務棕か。筑紫に在ける時。所造の佛像。其まゝにて在けるを。今大宰に命せて。上送せしめ給ふよしなり。或説に。此一章當有脱誤と云れたれど。よく聞えたり。

六月甲子朔壬申。勅郡國長吏。各禱名山岳瀆。甲戌。遣大夫謁者。詣四畿内。請雨。甲申。賜直丁八人官位。美其造大内陵時。勤而不懈。癸巳。天皇觀藤原宮地。秋七月甲午朔乙未。大赦天下。但十惡盜賊。不在赦例。賜相摸國司布勢朝臣色布智等。御浦郡少領。與獲赤鳥者。鹿島臣椽樟位及祿。服御浦郡三年調役。庚子。宴公卿。壬寅。幸吉野宮。甲辰。遣使者。祀廣瀨與龍田。辛酉。車駕還宮。是夜。熒惑與歲星於一步内。乍光乍沒。相近相避四遍。

壬申は。九日なり○長吏は。漢書高帝紀に。守尉長吏。注謂縣之令長とあり○岳瀆の下。集解に。請雨二字を補はれたれど。後漢順帝紀にも。禱名山岳瀆とのみあれば。本のまゝにてあるへし○甲戌。

十一日なり○甲申。二十一日也○癸巳。晦日なり○秋七月。本に秋を冬に作る。今中臣本考本に據る

○乙未。二日なり○十惡。通證云。丘瓊山曰。十惡之名非古也。起於齊。而著於隋。唐因之。とあり。隋書刑法志曰。置十惡之條。多採後齊之制。而頗有損益。一曰謀反。二曰謀大逆。三曰謀叛。四曰惡逆。五曰不道。六曰大不敬。七曰不孝。八曰不睦。九曰不義。十曰內亂。犯十惡。及故殺人。獄成者。雖會赦。猶除名。とあり。皇國大寶律の制。隋唐十惡に依て損益せるなり。律曰八虐。一曰謀反。謂謀危國家。二曰謀大逆。謂毀山陵及宮闕。三曰謀叛。謂謀背國從偽。四曰惡逆。謂毆及謀殺祖父母父母。殺伯叔父。姑。兄弟。外祖父母。夫之父母。五曰不道。謂殺一家非死罪三人。支解人。造畜蠱毒厭魅。若毆告及謀殺伯叔父。姑。兄弟。外祖父母。夫之父母。殺四等以上尊長及妻。六曰大不敬。謂毀大社。及盜大祀神御之物。乘輿服御物。盜及偽造神璽內印。合和御藥。誤不如本方。及封題。若造御膳。誤犯食禁。御幸舟船。誤不牢固。指斥乘輿。情理切害。及對捍詔使。而無人臣之禮。七曰不孝。謂告言詛。晉祖父母父母。及祖父母父母在。別籍異財。居父母喪。身自嫁娶。若作樂。釋服從吉。聞祖父父母喪。匿不舉哀。詐稱祖父母父母死。奸父祖。妾。八曰不義。謂殺本主本國。守見受業師。吏卒殺本部五位以上官長。及聞夫喪。匿不舉哀。若作樂。釋服從吉。及改嫁。とあるこれなり。隋律なる。不睦内亂の二項を除けるなり。されど此に十惡とあるは。なほ隋唐の名目のまゝにとられしものなるへし○色布智等。類史に等字なし○御浦郡。相摸國なり。和名抄に出○注闕姓名。本に闕を國に



誤る。今中臣本考本。通證引一本に據る。○鹿嶋臣。續紀天平十八年三月。常陸國鹿島郡中臣部二十烟。占部五烟。賜中臣鹿嶋連之姓。とあり。○三年調。中臣本兼永本等に。三を二に作り。○庚子。七日なり。○壬寅。九日なり。○甲辰。十一日なり。○辛酉。二十八日なり。○歳星。倭名抄。天地部。明星。兼名苑云。歳星一名明星。此間云阿加保之。案注曰。開元占經。歳星占符。引石氏曰。歳星行一周天。與太歳相應。故曰。歳星。又謂。明星。謂之。明星。郭璞注。太白星也。天文志又云。太白曰。西方秋金。晉灼曰。太白常以正月甲寅。與。災。應。農。出。東方云々。是歳星即木星。明星太白之一名。即金星。並五星之一。則歳星明星。其不可同也云々。兼名苑以。明星。爲。歳星。一名。然則。太白。歳星。並有。明星之名。其阿加保之。今俗呼。曉明星。所謂。明星。即太白之。風見。於東方。者。則此。當。引。證。爾。雅。明星。而。引。兼名苑。明星。者。其。名。同。而。誤也。萬葉集。同訓。阿加保之。又見。神樂歌。及古今六帖。爲。印。百首。按。云。云。り。さらば。こ。に。歳星。と。云。る。は。阿加保之。とは。異なり。

八月癸亥朔乙丑。赦罪。己卯。幸飛鳥皇女田莊。即日還宮。九月癸巳朔辛丑。遣班田大夫等於四畿内。丙午。神祇官奏上神寶書四卷。鑰九箇。木印一箇。癸丑。伊勢國司獻嘉禾二本。越前國司獻白蛾。戊午。詔曰。獲白蛾於角鹿郡浦上之濱。故增封笥飯神二十戶。通前。

乙丑。三日なり。○己卯。十七日なり。○飛鳥皇女。天智天皇々女なり。○辛丑。九日なり。○班田大夫。續紀に班田使に作り。○丙午。十四日なり。○神祇官。本に官を宮に作る。今秘閣本に據る。○神寶書四卷。

集解に。按蓋録。諸神社等所傳神寶書也。とあるか如くなるへし。通證に。大神宮式。所謂神寶。一。○鑰九箇。

鑰のことは天智紀三年の下に云り。○木印一箇。古き社には。木印の存するもの往々あり。これも其類なるへし。通證に。据。公式令。有。内印。有。外印。有。諸司印。蓋。是。神祇官之印。也。とあれど。これ。は。官省。など。にて。捺印。する。印。には。あ。ら。ざ。る。へ。し。○癸丑。二十一日なり。○二本。中臣本に本を束に作る。○白蛾。倭名抄。蛾和名比々流。とあり。通證に。蓋。疑。火。され。と。集解に。按。蛾。微。少。之。物。非。可。獻。者。蓋。蛾。鵝。誤。耳。類。聚。抄。曰。鵝。兼。名。苑。注。云。鵝。形。如。雁。人家所畜也。雄略天皇九年紀曰。吳獻二鵝。とあるは。さる。こと。なる。へ。し。また。京極本には。蛾。を。賊。に。作り。廣。韻。賊。似。鷹。而。小。能。捕。雀。玉。篇。與。鷲。同。鶴。屬。と。あれ。は。こ。れ。も。捨。か。た。し。な。ほ。よ。く。考。へ。し。○戊午。二十六日なり。○浦上之濱。詳ならず。○

笥飯神二十戶。倭名抄。越前國敦賀郡神戶。

冬十月壬戌朔壬申。授山田史御形務廣肆。前爲沙門學問新羅。癸酉。幸吉野宮。庚辰。車駕還宮。

壬申。十一日なり。○山田史御形。姓氏錄。右京諸蕃。山田宿禰。出自周靈王太子晉也。山田造。山田宿禰同祖。忠意之後也。又河内諸蕃。山田宿禰。魏司空利之後也。通證。按。司空。即。山田連。山田宿禰同祖。忠

意之後也。とあり。山田史と同氏なるへし。氏族志云。按山田宿禰。一爲太子晉之後。一爲王昶之後。似異其祖。據新唐書。王氏望。爲。出。太子晉後也。王昶。晉陽人。晉陽隸太原。則其系出自晉者。明矣。

故今定爲一姓。忠意蓋亦昶之裔孫。唯其世次不可考也。又有山田御井宿禰。同族也。見續紀。とあり。御形は。續紀慶雲四年四月。賜正六位下。山田史御方。布登鹽穀。優學士也。養老六年三月。詔曰。周防國前守從五位上。山田史御方。監臨犯盜。理令除免。先經恩降。赦罪已訖。然依法備職。家無尺布。朕念。御方負笈遠方。遊學蕃國。歸朝之後。傳授生徒。而文館學士。頗解屬文。誠以不矜若人。墮此道歟。宜特加恩寵。勿使微職焉。とあり。此人の詩歌。懷風藻萬葉集に見えたり。○癸酉。十二日なり。○庚辰。十九日なり。

十一月辛卯朔戊戌。新羅遣級倉朴憶德。金深薩等。進調。賜擬遣新羅使。直廣肆息長真人老。務大貳川內忌寸連等祿。各有差。辛丑。饗祿新羅朴憶德於難波館。十二月辛酉朔甲戌。賜音博士續守言。薩弘恪。水田人四町。甲申。遣大夫等。奉新羅調於五社。伊勢。住吉。紀伊。大倭。菟名足。

戊戌。八日なり。○新羅。神文王十二年に當る。○朴憶德。本に憶を憶に作る。今京極本及下文に據る。○息長真人老。續紀和銅五年十月。從五位上息長老卒。○川內忌寸。姓氏錄河內諸蕃。河內忌寸。山代忌寸。

同祖。魯國白龍王之後也。此氏河内漢直と。同氏ならんとおぼしきよしあり。推古紀十八年に云り。氏人は。聖武帝時。宮内少錄河內忌寸友定。東大寺正倉院文書に見え。村上帝時。伊勢少目河內忌寸良兼。政事要略に見えたり。氏族志云。三代實錄。清和帝時。有近江高島郡節婦河內史能子。是亦同族歟。と云り。○辛丑。十一日なり。○甲戌。十四日なり。○續守言。京極本續を續に作る。○甲申。二十四日なり。○紀伊。上文に紀伊大神とあるに同じかるへし。また日前國懸神社をも。兼て云るにもあるへし。○菟名足。式大和國添上郡宇奈多理坐高御魂神社。大月。○新羅。三代實錄に。法華寺薦枕高御產栖日神とある。これなり。大和志に。在法華寺村。今日楊梅天神とあり。同書に。按本書薦枕川源は。佐保川より出て。法華寺村を過ぎ。奈良川に入る。と云り。其川名蓋神名に起れり。栗田寛云。按蘭笠嶺に。古檢地帳に。法華寺村の間の田地の名に。兩多利と書るか。今も然呼處あるは。古の宇奈多利の遺名なり。然るを貞觀以後。神名に法華寺を冠らせ唱ふるは。當時佛寺盛なりしも。此神社を其守護神と云ふ事のありしより。起れるなるへし。長門本平家物語に。治承合戦の時。平重衡法華寺鳥居の前に打立。と云事見えたり。證とすへし。と云り。天平二年。神戸租稻一百一十束を以。祭料に充て。東大寺正倉院文書大同元年。大和尾張等地十三戸を神封とす。新抄格三代實錄。貞觀元年四月。正三位を授。元慶三年六月。從二位に進奉ると見えたり。神名帳頭注に。神功皇后御宇。武内宿禰勸請。とあるは。據ある事か。

七年癸巳

七年春正月辛卯朔壬辰。以淨廣壹。授皇子高市。淨廣貳。授皇子長與。皇子弓削。是日。詔令天下百姓。服黃色衣。奴皂衣。丁酉。饗公卿大夫等。癸卯。賜京師及畿內。有位年八十以上人。衾一領。絁二匹。絁二屯。布四端。乙巳。以正廣參。贈百濟王善光。并賜賻物。丙午。賜京師男女年八十以上。及困乏窮者布。各有差。賜船瀨沙門法鏡水田三町。是日。漢人等奏踏歌。

壬辰。二日なり。○皇子長。本に子字を脱せり。今中臣本京極本考本に據る。○百姓服黃色衣奴皂衣。衣服令。無位。謂庶人服。制亦同。皆皂。纒。頭巾。黃袍。謂其體制。如朝服也。烏油腰帶。白襪皮履。朝廷公事即服之。尋常通得者。草鞋。家人奴婢。橡。墨。衣。謂橡。木實也。以橡染。俗云。橡衣。去之。此條無。白袴。文之。皆略也。とありて。大凡。こと同じ。さて皂衣とあるは。本居翁云。今鼠色なるへし。衣服令に。橡。墨。衣と定められたるも同じ。眞黒なるにはあらず。と云れたり。○丁酉。七日也。○癸卯。十三日なり。○乙巳。十五日なり。○丙午。十六日也。○船瀨は。祝詞式に。遣唐使奉幣詞に。船居と云ことある。即それなり。臨時祭式に。開遣唐船居祭。住吉とあるに同じ。賀茂翁曰。船居とは。湊に船をこめ置所を云。續日本紀に。播磨の國の某か。船居の地を

奉りて。位を賜はりし事も有り。さて開船居とは。初めて其湊を傍出るを云ふ。萬葉に。朝開してこま行。など多くよめるを擧て。冠辭考に委しくいひつ。祝詞と云れたるか如し。住吉神代記云。長柄船瀨本記。四至東限。高瀬大庭。南限。大江。西限。鞆淵。北限。川岸。右船瀨泊。欲遣唐貢調使。調物。積船舫。造泊。天皇念行時。大神訓賜。我造長柄船瀨進矣。口造之。これは攝津國長柄船瀨なり。續紀二十八。神護景雲元年八月。筑前國宗形郡大領。外從六位下。宗形朝臣深津。授外從五位下。其妻無位竹生王。從五位下。並以被僧壽應善誘。造金崎船瀨也。天應元年正月。授播磨國人佐伯直諸成。外從五位下。以進稻於造船瀨所也。延曆四年四月。授日下部連國益。外從五位下。以獻稻船瀨也。八年十二月。播磨國美囊郡大領。韓鍛首廣富。獻六萬束於水兒船瀨。授外從五位下。十年十一月。授播磨國人出雲臣人麻呂。外從五位下。以獻稻於水兒船瀨也。また萬葉集六に。名寸隅乃。船瀨從所見。淡路島云々。名寸隅乃。船瀨之濱爾云々は播磨なり。攝津國大輪田船瀨。近江國和邇船瀨。並に三代格十六に見え。主稅式に。船瀨功德田。及造船瀨料田見えたり。湊の塞ること。諸國にも多し。其中に今昔物語に。行基法師難波江に行て。云々を掘て令開。船津を造り。法を説て。人を教化すといふ事有。三代實錄に。遠江國敷智郡濱名の湊の塞毎に。其地の角避比古神の開給ふ故に。神地を授けられし事も有り。この船瀨を造るは。多く僧徒の勸誘に出るを以。ことに船瀨沙門とは云けるなり。法鏡もまた其功あるを以。今水田を賜ひしなり。されことなるは。何處の船瀨と云こと詳ならず。○踏歌。通證に引る。仁和

五年正月十四日。踏歌記曰。稱踏歌者。新年之祝詞。累代之遺美也。歌頌以延寶祚。言吹以祈豐年。とあれど。皇國の古代にありしものにはあらず。小中村清矩云。踏歌は。歌垣と相似たる態なから。此は漢土の風俗を。吾に傳へしものなり。但し伊呂波字類抄に。本朝事始を引て。天武天皇三年正月朔。朝大極殿。詔男女無別。開夜踏歌。と見え。武朝云。この事紀には見えず。續日本紀。類聚三代格等に。天平神護二年。先是里中踏歌。盛行極多。勅加禁斷。尙猶不已。至此申禁之。とあるは。其名稱を襲ひたるのみにて。未だ此方の古風なる歌垣ならん。日本紀に。持統天皇の七年八年とも。正月の十六日に。漢人奏踏歌とあれば。其始彼土の人の。己か國俗を奏せしか移りて。終に吾國の朝儀となり。公事根源に所謂。正月十五日の男踏歌。十六日の女踏歌是なり。支那の古へ。正月上元の日。踏歌する事は。淵蓋類函十七に。朝野食載を引て。唐明皇先天二年正月。十五十六十七夜。安福門外に於て。高燈を作り。少女其下に踏歌をす。とあれば。唐の世に創れる。又舊唐書禮志にも。踏歌の事あり。其は續日本紀に。天平二年正月辛丑。天皇御大極殿。宴五位以上。晚頭移幸皇宮。百官主典以上。陪從踏歌。且奏且引。引入宮裏。以賜酒食云々。また天平十四年正月壬戌。天皇御大安殿。宴群臣。酒酣奏五節田舞。詔更令少年童女踏歌。又賜宴天下有位人。並諸司史生。於是六位以下人等。鼓琴歌曰。新年始遯。何久志社。供奉良米。萬代摩提丹。宴訖賜祿有差。とあるをみれば。其始は。國風の歌に合せて舞ひけんを。後には西土風に。詩を歌ひつる事。類聚國史七十二にみえたる。延曆十四年正月乙酉の。踏歌の條を考へて知へし。其典章は。朝野群載二十一に擧たるを見れば。五七言の詩にて。句の末に。大かた萬春樂。千春樂。など云詞を添へて。唱ふ

る例なり。此踏歌の字を。あらはしりと訓めるは。釋日本紀に。私記云。今俗云阿良禮走。師說。此歌曲之終。必重稱萬年阿良禮。今改云萬才樂。是古語之遺也。とあれば。其始國風を歌ひたりし頃。一節の終に。萬年阿良禮と云詞を。添て歌ひたりしに起れり。と云れたるは。委考なり。さて其裝束のさま。髮挿の綿と云ものあり。年中行事歌合にも引り。通證に。西宮記曰。踏歌供奉人。着無文。麴塵關腋。白下襲。白石帶。深履。扇。綿花。白杖。高巾子。言吹振。六位。以綿裏面。源氏河海鈔曰。踏歌人。以綿造華。著冠額一也。是號高巾子。公事根源曰。此男踏歌時事也。などあるにて知へし。

二月庚申朔壬戌。新羅遣沙倉金江南。韓奈麻金陽元等。來赴王喪。己巳。詔造京司衣縫王等。収所掘尸。己丑。以流來新羅人牟自毛禮等三十七人。付賜憶德等。三月庚寅朔。日有蝕之。甲午。賜大學博士勤廣貳上村主百濟。食封三十戶。以優儒道。乙未。幸吉野宮。庚子。賜直大貳葛原朝臣大嶋賻物。壬寅。天皇至自吉野宮。乙巳。賜擬遣新羅使直廣肆息長真人老。勤大貳大伴宿禰子君等。及學問僧弁通。神叡等。純綿布。各有差。又賜新羅王賻物。丙午。詔令天下勸殖桑紵。梨栗蕪菁等草木。

以助五穀

庚申を。中臣本に辛酉に作る。曆の大小の差にて。庚申を晦日としたるなり。さては以下一日つゝの差あるへし○壬戌。三日なり○新羅。孝昭王二年なり○赴王喪。東國通鑑云。唐至聖九嗣。新羅神文王十二年秋七月王薨。諡曰神文。太子理洪立。武后遣使吊祭。仍冊王。爲新羅王輔國大將軍。行左豹韜大將軍。鷄林州都督。とあり○己巳。十日なり○造京司。臨時の官なるへけれど。後には見あたらず○衣縫王。未詳。續紀。慶雲四年十一月。彈正尹從四位下衣縫王卒○己丑。三十日なり。此月辛酉朔ならは。小月にて。此日二十九日なり○甲午。五日なり○優。上文に所謂優賜なり。ニキホヘハ。眼はへなり。○乙未。六日なり○庚子。十一日なり○葛原朝臣大島。考本には葛を藤とあり。釋私記曰。葛原藤原也。とあり。大島。懷恩藻に大納言とあり○壬寅。十三日なり○乙巳。十六日なり○辨通。續紀和銅五年九月。辨通法師爲少僧都○神寂。同靈龜三年七月。爲律師。養老三年十一月。詔僧綱曰。神寂法師。幼而卓絕。道性夙成云々。天平二年十月。爲少僧都。なごあり。元亨釋書。釋神寂。唐國人也。居元興寺。講唯識。天平九年化。後紀一にも見ゆ○丙午。十七日なり○紵。倭名抄調度部。織機具。麻苧。周禮注云。苧。如苧。麻屬。白而細者也。箋注云。持統紀紵同訓。新撰字鏡。苧字殊字亦同訓。按葉即苧字。訓爲加良無之。不與源君同上。また布帛部。絹布類。紵。唐式云。紵布二端。今案。麻苧之紵。俗用麻布二字。云阿佐沼乃。是乎。箋注云。按紵布。按紵以爲布。とあり。大和本草に。葉は紫蘇の形に似者。不與麻布之精。麻織者。同上麻訓。阿佐。約訓。加良無之。見織機具云云。

て。青く大なり。一根より莖多生す。長したるを刈て。皮を取り。苧とし。布とす云々。此は諸國にて。カツボウと云り。出羽にて生したるを。越後にて織出。即越後縮と云り。とあり○蕪菁。倭名抄蕪菁和名阿乎奈。記の歌に阿袁那とよめり。この蕪菁は。かふらにて。俗に天王寺蕪と云ものなり。さて通證に。今按。諸國郡郷。以桑麻梨栗。名者居多。蓋以此也。と云り。

夏四月庚申朔丙子。遣大夫謁者。詣諸社祈雨。又遣使者。祀廣瀨大忌神。與龍田風神。辛巳。詔內藏寮。允大伴男人。坐賊。降位二階。解見任官。典鑑置始多久。與菟野大伴。亦坐賊。降位一階。解見任官。監物。巨勢邑治。雖物不入於己。知情令盜之故。降位二階。解見任官。然置始多久。有勤勞於壬申年之役之故。赦之。但賊者依律徵納。

丙子。十七日なり○辛巳。二十二日なり○内藏寮允。職員令。内藏寮頭一人。掌金銀。珠玉。寶器。錦綾。雜綵。毳褥。諸蕃貢獻奇瑋之物。年料供進御服。及別勅用物事。助一人。允一人。大風一人。少風一人。倭名抄。宇知乃久良乃豆加佐乃萬豆利古止比止○大伴男人。續紀。大寶三年六月。從五位下大伴宿禰男人。爲大倭守。養老元年五月。從四位下大伴宿禰男人。爲長門守。とあり。卒闕たり○坐賊。本に賊を賊に

誤れり。今秘閣本考本類史等に依る。下同し。廣韻に。納賄曰贓。とありて。賄財なり。唐律名例に。徵賊于盜者。有正倍之法。○見任官。現在任せらるる所の官なり。選叙令に見ゆ。○典監。職員令に。中務省。大監物二人。掌監察出納。請進管鑰。少典監二人。とあり。監は字書に。二十兩也。或三十兩也。と注して。鑰の義は見えされど。古書ともには。すへてカキに此字を書たり。○置始多久。萬葉十六歌に。暮立之雨うちふれば云々。夕附日さすや云々。右歌二首。小鯛王宴居之日取琴。登時必先吟詠此歌也。其小鯛王。更名置始多久美斯人也。と云こと見えたり。萬葉集によらば。多久の下。美字脱しものなるべし。 ○菟野大伴。姓氏錄大和諸蕃。宇奴首。出自百濟國君男。彌奈會富意彌也。河内宇奴造。宇努首同祖。百濟國人彌那子富意彌之後也。又河内未定。宇努連。新羅王子金庭與之後者。不見。とあり。政事要略に。元正帝時。豐前守宇奴首男。人。伐隼人有功しこと見えたり。○監物。職員令。中務省。大監物二人。掌監察出納。請進管鑰。中監物四人。少監物四人。續紀大寶元年二月。始任下物。職とある是なり。言意は。御前の管鑰を申し下す義なり。また或人は。鍵を固むるをオロスと云れば云なり。と云り。○巨勢邑治。巨勢既出。邑治また祖父とも書り。此人粟田真人とも。遺唐使となりしこと。文武紀に見えたり。聖武紀。神龜元年六月。中納言正三位巨勢朝臣邑治薨。難波朝廷大臣。大織德多之孫。中納言小錦中黑麻呂之子也。とあり。この黒麻呂に二子あり。邑治。小邑治。これなり。さて邑治は。音讀の例なり。倭名抄。石見國邑知郡於保知。とあり。本の訓ムラハハ。ハハ非なり。 ○知情令盜之。史學指南に。本不同謀。唯知所犯。謂之知情。唐職制律に。

主司知情。與同罪。とあり。○壬申年之役云々。本紀に此事見えす。本に之字なし。今類史に據る。○依律徵納。唐律疏議名例曰。諸以贓入罪。正贓見在者。還官主。注轉易得他物。及生產蕃息。皆爲見在。疏議。正贓見在。未費用官物。還官。私物還主。轉易得他物者。謂本贓。是贓。廻易得馬之類。及生產蕃息者。謂婢產子。馬生駒之類。なごあり。

五月己丑朔。幸吉野宮。乙未。天皇至自吉野宮。癸卯。設無遮大會於內裏。六月己未朔己未。詔高麗沙門福嘉還俗。壬戌。以直廣肆。授引田朝臣廣目。守君苜田。巨勢朝臣麻呂。葛原朝臣麻呂。巨勢朝臣多益須。丹比真人池守。紀朝臣麻呂七人。秋七月戊子朔甲午。幸吉野宮。己亥。遣使者祀廣瀨大忌神。與龍田風神。辛丑。遣大夫謁者。詣諸社祈雨。癸卯。遣大夫謁者。詣諸社請雨。是日。天皇至自吉野。八月戊午朔。幸藤原宮地。甲戌。幸吉野宮。戊寅。車駕還宮。

五月。本に五を王に誤。今正す。○乙未。七日なり。○癸卯。十五日なり。○六月己未朔己未。本に己未とある己未は。支干合はす。兼永本乙未に作れり。類史百八十七に癸未に作れり。考異云。按本月無乙

未。癸未、二十五日爲得之。而本史此條之下。有壬戌。壬戌四日。或疑本史己未重疊者衍文。類史作癸未者。癸己以音誤歟。と云り。按に中臣本己未の二字なし。集解にも據て改めたり。今これに従ふ。○壬戌。本に戌を成に誤れり。今改め正せり。四日なり。○引田朝臣。齊明紀に。阿倍引田臣に作れり。續紀大寶三年六月。從五位上引田朝臣廣目。爲齋宮頭兼伊勢守。とあり。卒年見えす。○巨勢朝臣麻呂。本に麻呂を麻、一字に作る。今例に依り諸本に據て改む。次なるも同じ。續紀。養老元年正月。中納言從三位巨勢朝臣麻呂。小治田朝。小德大海之孫。飛鳥朝。京職直大參志丹之子也。○葛原朝臣麻呂。中臣朝臣意美麻呂なり。前に出。○巨勢朝臣多益須。前に出。○丹比真人池守。續紀。大宰帥從三位多治比真人池守云云。褒善政也。天平二年八月。從二位大納言多治真人池守薨。左大臣正二位嶋之第一子也。○紀朝臣麻呂。續紀。慶雲二年七月。大納言正三位紀朝臣麻呂薨。近江朝御史大夫正三位大人之子也。とあり。○秋七月の上。水戸本に。上の癸未詔高麗沙門福嘉還俗。十一字あり。この事は上に云り。私に置替たるものならむも料りかたし。○甲午。七日なり。○己亥。十二日なり。○辛丑。十四日なり。○癸卯。十六日なり。○至自吉野。考本野下宮字あり。○甲戌。十七日なり。○戊寅。二十一日なり。

九月丁亥朔。日有蝕之。辛卯。幸多武嶺。壬辰。車駕還宮。丙申。爲清御原天皇。設無遮大會於內裏。繫囚悉原遣。壬寅。以直廣參。贈蚊屋忌寸。

木間并賜賻物。以褒壬申年之役功。

辛卯。五日なり。○幸多武嶺。齊明紀に。田身嶺に作れり。多武峰略記に。古記を引て曰く。七年九月。天皇勅定慧和尚爲先帝講妙經。五日因幸多武峰。臨其會。と云ことあり。これは大日本史にも引られたれど。誤説なり。定慧は既に。天智帝四年乙丑に死たるを。其人に勅し給ふべきよしなし。○壬辰。六日なり。○丙申は。十日なり。○設無遮大會云々。萬葉二に。明日香清御原天皇崩之後。八年九月。御齋會之夜。夢裏習賜御歌一首云々。とある。此時の事なり。御歌は已に上に引ることあり。○壬寅。十六日なり。○蚊屋忌寸木間。蚊屋は坂上氏同姓なり。續紀。寶龜三年四月。坂上大忌寸弟田麻呂等言。以檜前忌寸。任大和國高市郡司。元由者。先祖阿智使主。輕嶋豐明宮取宇天皇御世。率十七縣人夫歸化。詔賜高市郡檜前村。而居焉。凡高市郡內者。檜前忌寸。及十七縣人夫。滿地而居。他姓者十而一二焉。是以天平元年十一月十五日。從五位上民忌寸袁志比等。申其所由。天平三年。以內藏少屬從八位上藏垣忌寸家麻呂。任少領。天平十一年。家麻呂轉大領。以外從八位下蚊屋忌寸子也。任少領。神護元年。以外正七位上文山口忌寸公麻呂。任大領。今此人等。被任郡司。不必傳子孫。而三腹遞任。四世子。今奉勅宜莫勸譜第。聽任郡司。とあれど。現今ある姓氏錄に。このことを載せず。こゝに氏族志に。坂上系圖を引て云く。按坂上系圖。引姓氏錄云。都賀三子。長山寸爲兄腹祖。次志努爲中腹祖。次爾波伎爲

弟腹祖。而檜前直出。自山木。藏垣忌寸。蚊屋忌寸。出自志努。文山口忌寸。出自爾波。續紀所謂三腹  
遞任。蓋是之謂也。と云り。これにて蚊屋忌寸氏は。中腹志努の後なること明らかなり。さて此氏宿禰  
姓あり。忌寸姓ありて。俱に志努孫糠手に出じことも。右の書に見えたり。續紀延暦六年閏五月。從七  
位下蚊屋忌寸淨足。改忌寸。賜宿禰姓。とあり。○壬申年之役功のこと。本紀に見えず。

冬十月丁巳朔戊午。詔自今年始。於親王下至進位。觀所儲兵。淨冠至  
直冠。人甲一領。大刀一口。弓一張。矢一具。鞞一枚。鞍馬。勤冠至進冠。  
人。大刀一口。弓一張。矢一具。鞞一枚。如此預備。己卯。始講仁王經於百  
國。四日而畢。十一月丙戌朔庚寅。幸吉野宮。壬辰。賜耽羅王子佐平等  
物。各有差。乙未。車駕還宮。己亥。遣沙門法員善往。眞義等。試飲近  
江國益須郡醴泉。戊申。以直大肆。授直廣肆引田朝臣少麻呂。仍賜食  
封五十戶。十二月丙辰朔丙子。遣陣法博士等。教習諸國。

戊午。二日なり。○淨冠至直冠。本に下の冠を。官に作るは誤なり。今秘閣本に依る。○鞍馬の下。疑脫  
一匹二字。と通證に云れたり。○己卯。二十三日なり。○大日本史云。元亨釋書。濫觴鈔。並云。今年冬十月。

講仁王最勝二經於宮中。立爲恒式。とあり。本紀には洩したるなるへし。○庚寅。五日なり。○壬辰。七  
日なり。○佐平等。二年紀に。耽羅王。遣佐平加羅。來獻方物。とあり。○佐平等の下。本に物字を脱せり。  
今水戸本に依て補。契沖校本には。贈物二字ありと云り。○乙未。十日なり。○己亥。十四日也。○善往。  
續紀二。善往法師爲大僧都。とあり。○試飲の下。中臣本に服字あり。○醴泉。倭名抄飲食部。醴和名古佐  
介。白虎通に。醴泉者。狀如醴酒。可養老。漢書師古注。醴泉瑞水。味甘如醴。とあり。元正紀靈龜  
三年九月。天皇到美濃國。覽當耆郡多度山美泉云々。自盟手面。皮膚如滑。亦洗痛處。無不除愈。  
在朕之躬。甚有其驗云々。寔惟美泉。即合大瑞。朕雖庸庸。何遠天貺。可大赦天下。改靈龜三年。  
爲養老元年。とあり。○戊申。二十三日なり。○引田朝臣少麻呂。本に麻呂を廢に作る。今中臣本に據る。  
續紀。慶雲元年十一月。改從四位下引田朝臣宿奈麻呂姓。賜阿倍朝臣姓。また養老四年正月。大納言正  
三位阿倍朝臣宿奈麻呂薨。後岡本朝臣。筑紫大宰帥大錦上比羅夫之子也。とあり。○丙子。二十一日なり  
○陣法博士。通證云。令無此目。今所謂軍學者也。とあり。今按に。後世に所謂軍學者などやうに。生  
さかじき理屈をたて。戰陣の心掟。兵術の勝劣などを教ふるにはあらずして。城塞の建築。隊伍の  
應引等を。むねと教ふる博士なるへし。

八年甲午

八年春正月乙酉朔丙戌。以正廣肆。授直大壹布勢朝臣御主人。與大伴



宿禰御行。増封人二百戸。通前五百戸。並爲氏上。辛卯。饗公卿等。己亥。進御薪。庚子。饗百官人等。辛丑。漢人奏踏歌。五位以上射。壬寅。六位以下射。四日而畢。癸卯。唐人奏踏歌。乙巳。幸藤原宮。即日還宮。丁未。以務廣肆等位。授大唐七人。與肅慎二人。戊申。幸吉野宮。

丙戌。二日なり。○布勢朝臣御主人。大伴宿禰御行。共に大納言なり。○辛卯。七日なり。○己亥。十五日なり。○進御薪。大日本史に。是歲至三十一年。本書毎年必書。其爲恒例可知。○庚子。十六日なり。○辛丑。十七日なり。○漢人奏踏歌。漢人のこと次に云。本に奏下請字あり。衍なり。今秘閣本類史に依る。○壬寅。十八日なり。○癸卯。十九日なり。○唐人。通證云。今按。前言漢人。指漢時人。也。此爲應神前後化來。此言唐人。指唐時人。也。此爲推古以後化來。とあり。これを集解に。唐人蓋在京唐人也。と云るは是からず。○乙巳。二十一日なり。○丁未。二十三日なり。○戊申。二十四日なり。○幸吉野宮。大日本史云。本書還宮日缺。

三月甲申朔。日有蝕之。乙酉。以直廣肆大宅朝臣麻呂。勤大貳臺忌寸八嶋。黃書連本實等。拜鑄錢司。甲午詔曰。凡以無位人。任郡司者。以進

廣貳。授大領。以進大參。授小領。己亥詔曰。粵以七年歲次癸巳。醴泉涌於近江國。益須郡都賀山。諸疾病停宿益須寺。而療差者衆。故入水田四町。布六十端。原除益須郡。今年調役雜徭。國司頭至日。進位一階。賜其初驗醴泉者。葛野羽衝。百濟土羅々女。人絶二匹。布十端。鉄十口。乙巳。奉幣於諸社。丙午。賜神祇官頭至祝部等。一百六十四人。絶布。各有差。

乙酉。二日なり。○臺忌寸。臺直同祖。孝德紀に出。○黃書連本實。天智紀に出。本實音讀なり。○鑄錢司。倭名抄樹漸乃司。とあるによれば。倭名はなかりなるへし。蒲生秀實か職官志云。司當作使。是時未設官舍。文武天皇三年十二月。始置鑄錢司。とあり。官職秘鈔に。鑄錢司。大寶已前有。此官。不載。合條一也。拾芥抄。弘仁九年。改長門國爲鑄錢司。とあり。此司。後に周防國に置たりしこと。三代格承和二年の官符に見えたり。類史神位部。近江國鑄錢司正六位上黑山神あり。按。鑄錢司と云に依て考るに。此國にも。鑄錢司を置かれしことあるか。此事史に見えず。○甲午。十一日なり。○任那司。本に任を仕に誤る。今考本等に據る。○己亥。十六日なり。○都賀山。未詳。○益須寺。未詳。○原除。集解云。按宥罪曰。原。未見免字之義。と云り。○頭至日。倭名抄に。長官寮曰。頭。國曰。守。とある

か如く。こゝは長官を頭と云るなり○葛野羽衝。葛野は氏。羽衝は名と通えたり○百濟土羅々女。下の羅字永本になし。さて此は天智紀に。以三百濟百姓男女四百餘人。居于近江國神前郡。とあれば。其人等の内なるへし○乙巳。二十二日なり○丙午。二十三日なり○神祇官頭。これも上に同じく。長官を頭と云るなり。頭は伯なり○祝部。これは神祇官の神部を云なり。令に見えたり。これを通證に。謂諸社祝部とあるは。じからす○一百六十四人。或人云。伯以下使部直丁以上。神祇官に關る者。令に記せる處は八十九員にて。後世より思へば。甚盛なりと云へきを。持統帝の御時。賜下神祇官頭至祝部等二百六十四人とあれば。令時より又盛なりしを思へしと云り。

夏四月甲寅朔戊午。以淨大肆。贈筑紫大宰。率河内王。并賜賻物。庚申。幸吉野宮。丙寅。遣使者。祀廣瀨大忌神。與龍田風神。丁亥。天皇至自吉野宮。庚午。賜律師道光賻物。

戊午は。五日なり○河内王。朱鳥元年紀に見えたり。天智紀にも見えたれど。詳ならず。河内王と申す人四人あり。是何れならむ。萬葉三。葬河内王豐前國鏡山之時。手持女王作歌あり。鏡山は。同國田川郡にて。彼地に此王の墓今に在と云り。大宰率なれば。この河内王なるへし。此王。淨廣瀨にて。大宰帥と爲れること。三年紀に見えたり。○庚申。七日なり○丙寅。十三日なり○丁亥。大日本史云。本書一本作丁未。今云。中臣本にも丁未に作れり。今推甲子。是月無丁亥丁未。疑丁卯之誤。丁卯十四日也。

とあり。集解には丁卯に改めたり。信友云。按丁亥癸亥誤。當三十日。吉野之幸。例四日而歸。然則此日。當在庚申下。と云り○庚午。十七日なり○賜律師。本に賜を贈に作れり。今京極本に據る。道光。白雉四年紀に出。

五月癸未朔戊子。饗公卿大夫於內裏。癸巳。以金光明經一百部。送置諸國。必取每年正月上。立讀之。其布施。以當國官物充之。

癸未朔。類史に甲申朔とあり。考異云。按四月甲寅朔爲大。則五月甲申朔。戊子五日也。爲小。則癸未朔。戊子六日也。本史不是。と云り○戊子は。六日なり。類史歲時部。五月五日駒牽。六日附出。とあり○癸巳。十一日なり○金光明經云々。金光明經は。即最勝王經なり。金光明最勝王經十卷。大唐三藏沙門義淨奉制譯。公事根源御齋會。正月八日。是は大極殿にて。八日より十四日まで。七ヶ日の間。最勝王經を講せられて。朝家を祈申侍なり。此經とり分。國家を護持する功能あるによりて。荒玉の年の始には。先講せらるゝにや。天平元年十月に。大極殿にて講せらる。また天武天皇九年五月に。始て金光明經を。宮中ならひに諸司にて講せらる。是なんことを。始とは申へきか。桓武の御宇。延暦二十一年正月より。かやうに年々の事には。成ぬる成へしとあり。されど御齋會の正月に行はるゝ事の起りは。此御時なるへし。なほ天武紀九年の御齋會の式は。北山抄に委し○上。亥は弦の省文なり。下。見合すへし。

敏達紀櫻井弓張皇女を。記には櫻井立王に作れり。通證云。釋曰。上玄三日也。倭名鈔。弦和名由美八利。釋名。弦月若張弓弦也。書言故事。每月初八日爲上玄。とあり。按に上弦は。八日とあるを正とすへし。御齋會の正月八日に起れるを以しるへし。釋紀の説は非なるへし。○當國官物充之。考本に官を公に作れり。延喜主稅式云。凡諸國々分二寺。各起正月八日。迄十四日。轉讀最勝王經。其布施三寶。絲卅斤。僧尼繩一匹。綿一屯。布二端。定坐沙彌各布二端。とあり。

六月癸丑朔庚申。河內國更荒郡。獻白山鷄。賜更荒郡大領小領位一人。并賜物。以進廣貳。賜獲者刑部造韓國。并賜物。秋七月癸未朔丙戌。遣巡察使於諸國。丁酉。遣使者。祀廣瀨大忌神。與龍田風神。八月壬子朔戊辰。爲皇女飛鳥。度沙門一百四口。九月壬午朔。日有蝕之。乙酉。幸吉野宮。癸卯。以淨廣肆三野王。拜筑紫大宰率。

庚申。八日なり。○白山鷄。倭名抄羽族部。山鷄一名鷄鷄。夜末止利。とあり。天智紀十年にも見えたり。○刑部造。天武十二年九月。賜姓爲連。とあり。○丙戌。四日なり。○丁酉。十五日なり。○戊辰。十七日なり。○皇女飛鳥。天皇御妹なり。文武紀四年四月。淨廣肆明日香皇女薨。天智天皇之女也。萬葉二。明日

香皇女木庭殯宮之時。梯本人麻呂作歌あり。忍坂部皇子の御妻に坐り。○一百四口。考本口を人に作れり。○乙酉。四日なり。○幸吉野宮。還幸の日を脱せり。○癸卯。二十二日なり。○大宰率。考本に率一本帥とあり。

冬十月辛亥朔庚午。以進大肆。賜獲白蝙蝠者。飛彈國荒城郡弟國部弟日。并賜繩四匹。綿四屯。布十端。其戶課役。限身悉免。十一月辛巳朔丙午。赦殊死以下。十二月庚戌朔乙卯。遷居藤原宮。戊午。百官拜朝。己未。賜親王以下。至郡司等。繩絲布。各有差。辛酉。宴公卿大夫。

庚午。二十日なり。○白蝙蝠。通證云。倭名抄。蝙蝠和名加波富利。貝原氏曰。欲蚊之訓義。本草曰。喪伏夜飛。食蚊蚋。拾玉集云。加字毛利波夜毛。戸閉奴古寺爾。内外母無久。飛紛布奈利。本草曰。有純白如雪。頭上有冠者。仙經以爲。服之。千百歲令人不死者。乃此方士誑言也。とあり。かゝる誑言をも信たまひて。愛させ給ひしなるへし。○弟國部弟日。本に部を郡に作れり。今中臣本考本。通證引。卜家本等に據る。系は詳ならず。三代實錄陽成紀に。木工樞大工弟國部高繼あり。○丙午。二十六日なり。○殊死以下。漢書注。師古曰。殊絶也。言其身首離絶而異處也。吏學指南。殊死漢律斬刑也。とあり。○乙卯。六

日なり○遷居藤原宮。萬葉一。從明日香。遷居藤原宮之後。志貴皇子御作歌。妹女乃。袖吹反。明日香風。京都乎遠見。無用爾布久。○戊午。九日なり○己未。十日なり○辛酉。十二日なり。

九年乙未

九年春正月庚辰朔甲申。以淨廣貳。授皇子舍人。丙戌。饗公卿大夫於內裏。甲午。進御薪。乙未。饗百官人等。丙申射。四日而畢。閏二月己卯朔丙戌。幸吉野宮。癸巳。車駕還宮。三月戊申朔己酉。新羅遣王子金良琳。補命薩倉朴強國等。及韓奈麻金周漢。金忠仙等。奏請國政。且進調獻物。己未。幸吉野宮。壬戌。天皇至自吉野。庚午。遣務廣貳文忌寸博勢。進廣參下譯語諸田等於多禰。求蠻所居。

九年。本紀には載られされと。此年を大化と改られたる傳あり。其は信友云。皇年代略記に。朱鳥は至三八年甲午とあり。乙未を大化元と擧て。大化二と記し。さて元年乙未。去三月癸巳。近江國都賀山體泉出。爲瑞歟。とあり。愚管抄なる皇帝年代記。また大鏡目錄。東寺年代記。明應製年代記に記せるも。年號年次これに同じ。紹運錄。文武天皇の譜に。大化三年二月立太子とあるは。續紀に持統天皇の十一年立爲皇太子。王子枝別記に。文武天皇の御事を。持統天皇の十一年春二月丁卯朔壬午。立爲皇太子。と見え。又

袋草紙に。持統天皇大化三年。讓位於輕皇太子。紹運要略。太上天皇の部に。持統天皇大化三年丁酉八月一日。讓位於文武。紹運錄文武天皇の譜に。大化三年八月一日即位とあるも。ともに持統紀十一年に見えて。すなはち文武天皇即位元年に當れり。さて大化は。既に孝德天皇の年號なりしを。再用の給へる事は。いとあるまじき事に思はるれと。大寶より前つ方の年號は。後の御世の例の如くに。さばかり重事として。必天下に遵用のさせ給へるはかりにはあらて。一時の嘉號の如くに。もの給ひけるなるへし。と云れたるにて。此年を大化元年と云ふことは明らかし○甲申。五日なり○丙戌。七日なり○甲午。十五日なり○乙未。十六日なり○丙申。十七日なり○丙戌。八日なり○癸巳。十五日なり○己酉。二日なり○新羅。孝昭王四年なり○金良琳。本傍書に琳を麻とあり○補命。通證に疑官名とあり○薩淦。釋私記曰。冠名。とあり。續紀一。三。九。十五に薩淦あり。匪淦なるへし。東國通鑑。三日匪淦。とあり○韓奈麻。本に麻を琳に作る。今秘閣本考本。本傍書。釋私記等に據る。冠名なり○金忠仙。考本忠仙の間に國字あり○奏請國政。本傍書考本に請字なし○己未。十一日なり○壬戌。十四日なり○自吉野。考本此下宮字あり○庚午。二十二日なり○文忌寸博勢。續紀。文武二年四月。遣務廣貳文忌寸博士等八人于南嶋。とあり○下譯語諸田。姓氏錄河内諸蕃。下曰佐。出自漢高祖男。齊悼惠王肥之後也。元正紀。少初位下河内手人大足。賜下譯語姓。と云事見えたり○多禰。本に禰を彌に作る。今考本等に依る○蠻所居。通證に。唐書南蠻傳曰。有十姓白蠻。五姓烏蠻。多禰島在西南。故曰

變。然史何奴傳。有北蠻之語。不必指南方。

夏四月戊寅朔丙戌。遣使者祀廣瀨大忌神。與龍田風神。甲午。以直廣參。贈賀茂朝臣蝦夷。并賜賻物。本位。勤。大壹。以直大肆。贈文忌寸赤麻呂。并賜賻物。本位。大。山中。五月丁未朔己未。饗隼人大隅。丁卯。觀隼人相撲於西槻下。六月丁丑朔己卯。遣大夫謁者詣京師及四畿內諸社。請雨。壬辰。賞賜諸臣年八十以上及痼疾。各有差。甲午。幸吉野宮。壬寅。至自吉野。

丙戌。九日なり○甲午。十七日なり○賀茂朝臣蝦夷。天武紀上に鴨君に作れり○文忌寸赤麻呂。本に麻呂を廢に作り。下に等字あり。今中臣本考本に據る。此人天武紀に見えず○注本位大山中。按に此爵は。天智天皇三年の制なり。其後改めて爵を賜はらさりしなり○己未。十二日なり○隼人大隅。類史考異に。隼人大隅恐錯置。而諸本本史並如此。とあり。集解には改めたり○丁卯。二十一日なり○西槻下。天武紀に。飛鳥寺西槻下とあり。こゝも飛鳥寺三字脱しものにもあるへし○己卯。三日なり○京師。考本に師を都に作れり○壬辰。十六日なり○痼疾。類史に疾を病に作れり。戶令に。癡癡。侏儒。

腰背打。一支癩。如此之類。皆爲癩疾。義解謂。痼疾也。とあり○甲午。十八日也○壬寅。二十六日なり○至自吉野。考本此下宮字あり。

秋七月丙午朔戊辰。遣使者祀廣瀨大忌神。與龍田風神。辛未。賜擬遣新羅使。直廣肆小野朝臣毛野。務大貳伊吉連博德等物。各有差。八月丙子朔己亥。幸吉野宮。九月乙巳朔。至自吉野。戊申。原ニシテ放行獄徒繫。庚戌。小野朝臣毛野等。發ニシテ向新羅。冬十月乙亥朔乙酉。幸菟田吉隱。丙戌。至自吉隱。十一月甲戌朔戊寅。幸吉野宮。丙戌。至自吉野。賜淨大肆泊瀨王賻物。

戊辰。二十三日なり○辛未。十六日なり○小野朝臣毛野。續紀和銅七年四月。中納言從三位兼中務卿勳三等。小野朝臣毛野菟。小治田朝大德冠姝子之孫。小鏡中毛人之子也。とあり○己亥。二十四日なり○幸吉野宮。本に宮字なし。今京極本考本に據る○九月乙巳朔。本に九月朔三字を脱せり。今京極本に依る○至自吉野。考本此下宮字あり。さて本に此下に九月乙巳朔五字あり。京極本に無きに據る○戊申。四日なり○行獄。行は現行の義に書れしものなるへし。されど此熟字いさゝか疑はし。集解に。按原放行獄。送倒寫。行獄原

放徒繁也。行謂巡按也。○庚戌。六日なり○冬十月。本に冬字脱したり。今考本に據る○乙酉。十一日なり云れたれど。いかゞあらん。○菟田吉隱。今城上郡に屬せり。諸陵式。吉隱陵。皇太后紀氏。在大和國城上郡。萬葉二に。吉隱之猪養之岡とあり。また十に吉名張とも書り。大和志。城上郡村里。吉隱屬邑四。又猪飼山。在吉隱村上方。山多楓樹。幸菟田吉隱。即此。とあり。紀式とは。郡相違ふ如くなれども。宇陀と城上とは隣郡にて。吉隱は兩郡へ連れるもより宇陀郡に屬たりしか。後に陵の○戊寅。五日なり○丙戌。十三日なり○至自吉野。この下にも宮字ありある地は。城上郡に屬するにもあるへし。しにや○泊瀬王。天武紀十二年に出。

十年丙申

十年春正月甲辰朔庚戌。饗公卿大夫。甲寅。以直大肆。授百濟王南典。戊午。進御薪。己未。饗公卿百寮人等。辛酉。公卿百寮射於南門。二月癸酉朔乙亥。幸吉野宮。乙酉。至自吉野。三月癸卯朔乙巳。幸二槻宮。甲寅。賜越度島蝦夷。伊奈理武志。與肅慎志良宇叡草。錦袍袴。緋紺繩。斧等。

庚戌。七日なり○甲寅。十一日なり○南典。五年紀に出○戊午。十五日なり○己未。十六日なり○辛酉。十八日也○乙亥。三日なり○乙酉。十三日なり○至自吉野。考本に野下宮字あり○乙巳。三日なり

○二槻宮。前紀に見えたり。フタツキと訓はわろし。古本の訓にナミツキと訓りこの事も既に云り。續紀二。令大倭國繕治二槻離宮。とあり○甲寅。十二日なり○賜越。本に賜字を脱したり。今中臣本考本集解に據る○越度島。齊明紀に出○志良宇叡草。本に宇を守に作る。今本傍書に據る。考本には字に作れり。それも誤なるへし。草は考本に等歟と云る。さることなり。

夏四月壬申朔辛巳。遣使者。祀廣瀬大忌神。與龍田風神。戊戌。以追大貳。授伊豫國風速郡物部藥。與肥後國皮石郡壬生諸石。并賜人絶四匹。絲十約。布二十端。鍬二十口。稻一千束。水田四町。復戶調役。以慰久苦唐地。己亥。幸吉野宮。五月壬寅朔甲辰。詔大錦上秦造綱手。賜姓爲忌寸。乙巳。至自吉野。己酉。以直廣肆。授尾張宿禰大隅。并賜水田四十町。甲寅。以直廣肆。贈大貳連百枝。并賜賻物。六月辛未朔戊子。幸吉野宮。丙申。至自吉野。

辛巳。十日なり○戊戌。二十七日なり○追大貳。秘閣本中臣本に。大を廣に作る○皮石郡。和名抄。肥後國合志郡加波志。類史一本に。皮を波に作るは誤なり○壬生諸石。姓氏錄河内皇別。壬生臣。大宅臣

同祖。天足彦國押人命之後也。とあり。歌よみの壬生忠岑も。此氏人なり。なほ壬生のは。仁徳紀に云り。按に。類史に  
 此壬を王とあり。一本には玉と作る。依て按に。類史七十八。慶雲四年五月の下に。陸奥國信太郡壬生五百  
 王の誤なるへし。足と云人見えたり。壬生とは聞つかぬ氏なり。壬の誤か。されどなほよく考ふへし○己亥。二十八日  
 なり○甲辰。三日なり○爲忌寸。集解云。按天皇九年紀曰。大錦下秦造綱手卒。由壬申年之功。贈大錦  
 上位。由是觀之。此賜忌寸。追贈也。蓋詔下脫贈字。と云り。さることなり○乙巳。四日なり○至自吉  
 野。考本此下宮字あり○己酉。八日なり○授尾張宿禰大隅。續紀。天平寶字元年十二月。大政官奏曰云  
 々。從五位上尾治宿禰大隅。壬申年功田三十町。淡海朝廷諒闇之際。義興警蹕。潛出關東。于時大隅參迎  
 奉導。掃清私第。遂作行宮。供助軍資。其功實重。准大不及。比中有餘。依令上功。合傳三世。と  
 あり。さて同紀七。贈從五位上尾張宿禰大隅息。正八位下稻置等一十人。賜田各有差。と云ことあり○  
 甲寅。十三日なり○戊子。十八日也○丙申。二十六日なり○至自吉野。此下にも宮字あるへし。

秋七月辛丑朔。日有蝕之。壬寅。赦罪人。戊申。遣使者祀廣瀨大忌神。  
 與龍田風神。庚戌。後皇子尊薨。

壬寅。二日なり○戊申。八日なり○庚戌。十日なり○後皇子尊薨。私記曰。高市皇子也。扶桑略記。十  
 年七月。太政大臣高市薨。年四十三。とあり。後とは。先に薨し給ふ草壁皇子に對したるなり。されと上

文に。何事をも記されず。又御名をも申さず。うちつけに後皇子尊と書されたる。いとはかなるに  
 つけて。信友か論へる説あり。次に云へし。まつ此皇子は。信友も云りし如く。皇胤紹運録に。日並  
 知皇子の。はるかに末の御弟に系りて記され。その外の書ともに。記せる趣も。日並知皇子の御弟の  
 如くきこえ給へれど。まことは御兄になん。おはしましける。其は公卿補任の。此皇子の傳に。天武  
 天皇第二息。母何形君德善女。尼子娘也云々。持統天皇十年七月十三日。年四十三にて。日並知皇子の。  
 八歳上の御兄なる事著し。然はおはしけれと。高市皇子は。何形君腹に生れ給ひ。日並知皇子は。皇  
 后の御腹なりければ。皇太子に立給ひ。天皇崩後。しかくの御ありさまにて。おはしましけるほと  
 に。薨給ひけるによりて。此度は御兄とます。高市皇子を相繼かじめ奉り給へるにそあるへき。然る  
 に此皇子も。薨給ひにければ。又日並知皇子の御子河瑠皇子を。相嗣て立給ひ。又同じさまにて。お  
 はしましけるを。後にさらに皇太子に立て。御世を嗣しめ給へるなるへし。文武天皇の御事なり。かく考奉れる事  
 は。懷風藻葛野王の傳に。高市皇子薨後。皇太后引王公卿士於禁中。謀立日嗣云々。王子進奏曰。我  
 國家爲法也。神代以來。子孫相承。以襲天位。若兄弟相及。則亂此興云々。聖嗣自然定矣。此外誰敢間然  
 乎云々。皇太后嘉其一言定國云々。と記せるを。つら／＼按るに。まつ天武紀に。天皇の皇子等を惣  
 載されたる中に。草壁皇子尊。高市皇子命と。この二柱にのみ。尊と命との字を別て。崇書され。薨  
 後に及びて。この高市皇子を。後皇子尊萬葉集には。日並知皇子尊。高市皇子尊と書り。紹運録には高市皇子命。と記されたるにても。草壁皇子

の落後。相繼て同等におはしきたる事著し。萬葉集に。日並知皇子尊。殯宮之時。よめりとある長歌の反歌の下に。或本云。以件歌。爲後皇子尊殯宮之時反歌也。と註せるも。一皇子同じさまにおはしましたりけるから。傳の混のありしなるへきををも。思ひ合すへし。長柄山風に云る歌を。取捨して引りなほ本書を見るへし。しかるに通證に。考懷風藻葛野王傳。此時將建爲儲位。故曰後皇子。曰尊。記者寓其意也。と云れたるは。たゞに記者の寓意とのみ。思はれたるかこき説なれど。其はいと疎略なる注なり。かくて此時の御葬のさまを。萬葉集に。高市皇子尊。城上殯宮之時。柿本朝臣人麻呂作歌あり。歌中に。百濟之原從。神葬。また城於道從。角障經。石村平見乍。神葬云々。とありて。御墓は三立岡と云にあり。諸陵式に。三立岡墓。高市皇子。在大和國廣瀨郡。兆域東西六町。南北四町。無守戶。大和志に。三立岡墓。大垣内村三立山。墓畔小家二。とあり。

八月庚午朔甲午。以直廣壹。授多臣品治。并賜物。褒美。元從。之功。與堅守關事。九月庚子朔甲寅。以直大壹。贈若櫻部朝臣五百瀨。并賜博物。以顯元從之功。冬十月己巳朔乙酉。賜右大臣丹比真人與杖。以哀致事。庚寅。假賜正廣參位右大臣丹比真人。資人一百二十人。正廣肆

大納言阿倍朝臣御主人。大伴宿禰御行。並八十人。直廣壹石。上朝臣麻呂。直廣貳藤原朝臣不比等。並五十人。十一月己亥朔戊申。賜大官大寺沙門弁通。食封三十戶。十二月己巳朔。勅旨講讀金光明經。每年十二月晦日。度淨行者一十人。

甲午。二十五日なり。○多臣品治。天武前紀に。多朝臣とあり。こゝは朝字脱たるものなるへし。○賜物。賜は博の誤にはあらざるか。○守關事。不破道を守りしこと。壬申紀に詳なり。通證に。鈴鹿關司と云れたるはたかへり。○甲寅。十五日なり。○乙酉。十七日なり。○丹比真人。本に名を脱せり。この人は上にも既に於て。四年七月右大臣となりませり。大寶元年七月に薨するよし。年七十八續紀に見えたり。多治比王の子なり。○與杖は。與杖となり。與に乗り。宮門に出入し。杖つく事をゆるし玉なり。なほ此後にも。文武紀四年正月。賜右大臣多治比真人嶋。靈壽杖。及與儻。優高年也。と云ることあり。○哀致事。考本に哀を表に作れり。致事は。禮内則。七十致事。事與仕通。白虎通曰。致仕。臣以執事趨走爲職。七十陽道絶。耳目不聰明。故致其事於君也。とあるか如く。年齢の七十になれるを云るなり。此時已に仕を致して。身を退けしにあらず。此より後に。扶桑略記。四年庚子八月二十六日。右大臣多治比真人嶋。任左大臣。とあるを以知へし。○庚寅。二十二日なり。○假賜正廣參位。通證に。位字恐衍と



あり。考本にはなし。されどありても妨なし。さて假賜とは。資人を假し賜ふ意なるへし。さるを假賜を水戸本には倒せり。さらば賜假正廣參云々となれり。いかゞにおほゆ○資人。崇峻紀に見ゆ○大納言。此二人大納言となりし年月未詳○阿倍朝臣御主人。元年紀に。布制朝臣とあり。此事既に云。姓氏録に。布制朝臣は。阿倍朝臣同祖とあるは。此人の。續紀二には。阿倍普勢臣御主人と書り。續紀。大寶元年三月。族もど布制なりしを。阿倍に改められしなるへし。續紀二には。阿倍普勢臣御主人と書り。續紀。大寶元年三月。以三納言正從二位阿倍朝臣御主人。爲三右大臣。三年閏四月。右大臣從二位阿倍御主人朝臣亮。難波朝左大臣倉梯麻呂之子也。とあり。公卿補任には。年六十九。布勢麻呂古之男とあり○大伴宿禰御行。續紀大寶元年正月。大納言正廣參大伴宿禰御行亮。贈正廣貳右大臣。難波朝右大臣大紫長徳之子也。とあり○石上朝臣麻呂。本に麻呂を磨に作る。今考本に據る。麻呂此時中納言たりしこと。續紀。大寶元年三月。中納言正々三位石上朝臣麻呂。爲三納言。慶雲元年正月。以三納言從二位石上朝臣麻呂。爲三右大臣。和銅元年三月。右大臣正二位石上朝臣麻呂。爲三左大臣。養老元年三月。左大臣正二位石上朝臣麻呂亮。帝深悼惜焉。爲之罷朝。贈從一位。百姓追慕。無不痛惜。大臣泊瀬朝倉朝廷大連目之後。難波朝衛部大華上宇麻呂之子也○藤原朝臣不比等。上文には史に作る。此時中納言たりしこと。續紀。大寶元年三月。中納言正々三位。石上朝臣。藤原朝臣不比等。爲三納言。和銅元年三月。大納言正二位藤原朝臣不比等。爲三右大臣。養老四年八月。右大臣正二位藤原朝臣不比等亮。帝深悼惜焉。爲之廢朝。舉哀內寢。特有優勅。吊賻之禮。異于群臣。大臣近江朝内大臣大織冠鎌足之第二子也。十月。詔遣三納言正三位長屋王。

西十一年丁

中納言正四位下大伴宿禰旅人。就三右大臣第。宣贈三太政大臣正一位。懷風藻に年六十三とあり○戊申。十日なり○弁通。續紀五。弁通法師爲三少僧都○三十日。中臣本に冊戸とあり○講讀。秘閣本活字本中臣本に。講を縁に作る。

十一年春正月戊戌朔甲辰。饗公卿大夫等。戊申。賜天下鰥寡孤獨篤癯。貧不能自存者稻。各有差。癸丑。饗公卿百寮。二月丁卯朔甲午。以直廣壹當麻眞人國見。爲三東宮大傅。直廣參路眞人跡見。爲三春宮大夫。直大肆巨勢朝臣粟持爲三亮。

戊戌朔。三字本になし。今考本集解に據る○甲辰。七日なり○饗公卿大夫。本に公卿二字を脱。今中臣本。類史歲時部文に依る○戊申。十一日なり○癸丑。十六日なり○二月丁卯朔。此下に脱文あり。釋紀私記に。引三王子枝別記曰。文武天皇少名珂瑠皇子。天武天皇皇太子草壁皇子尊之子也。持統天皇十一年。春二月丁卯朔壬午。立爲三皇太子。とあり。壬午は十六日なり。こゝには。この壬午の一條を脱せること明らかし。さて此珂瑠皇子の。皇太子に立給ふ時の事を。上にも引て云る。懷風藻葛野王の傳に。高市皇子薨後。皇太后引三王公卿士於禁中。謀立三日嗣云々。王子進奏曰。我國家爲法也。神代以來。子



安騎野時云々の傍書にも。皇子枝別記曰とて。件の文を引り。扶桑略記。帝王編年記に  
 二月以<sub>レ</sub>皇子立<sub>レ</sub>皇太子とありて。日を記さず。續紀には月日ともに記されず。今按るに。枝別記に記せる。立太子の  
 壬午の日は。十六日なり。紀に東宮大傅等を任給へる甲午は。二十八日にて。次第も合へり。決て實  
 錄なり。紀を撰みたる頃。立太子の事詳ならぬ事はあるへからず。奏上の原本には。決て載られたり  
 けむを。いとやくより。其條を寫脱せる本の。世に傳はりたるなるへし。さて其脱文は。紀の例に  
 よれば。十一年の二月丁卯朔と。甲午との中間に。壬午。立<sub>レ</sub>天淳中原瀛真人天皇之孫。草壁皇子尊之第  
 二子。第二子は續<sub>レ</sub>紀に<sub>レ</sub>あり。珂瑠皇子尊。爲<sub>レ</sub>皇太子とありけん。かくてそ。禪位のところに。皇太子と記され  
 たるか。とのひてきいゆるなり。上は論へる草壁皇子に。日並知<sub>レ</sub>皇子と。陸したまへるも。此立太子より。やう前  
 の事にて。此脱文ならむといへる上にあけけるが。共に脱たるにもやあらむ。と云れ  
 たるは。委しき考なり。さるごとくさへたり。なほ此文のつ。○甲午。二十八日なり○當麻真人國見。  
 まは下に出す。  
 朱鳥元年九月に見えたり○東宮大傅。東宮職員令。傅一人。掌<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>道德輔<sub>レ</sub>導東宮。義解。太子所<sub>レ</sub>居也。  
 とあり○春宮大夫。又云。春宮坊大夫一人。掌<sub>レ</sub>吐<sub>レ</sub>納啓令。宮人名帳。考叙宿直事。倭名抄。春宮坊。美古  
 乃美夜乃豆加佐。職原抄に。東宮春宮是一也。然傳。學士。此爲<sub>レ</sub>東宮官。大夫以下。爲<sub>レ</sub>坊官。古來如<sub>レ</sub>斯。  
 とある。これ東宮と春宮との差別なり○巨勢朝臣粟持。考本に粟を粟と作り。此人卒見えず○亮。令。  
 亮一人。倭名抄。次官職曰<sub>レ</sub>亮とあり。

三月丁酉朔甲辰。設無遮大會於春宮。夏四月丙寅朔己巳。授滿選者。

淨位至直位各有差。壬申。幸吉野宮。己卯。遣使者。祀廣瀨與龍田。  
 是日。至自吉野。五月丙申朔癸卯。遣大夫謁者。詣諸社請雨。六月丙  
 寅朔丁卯。赦罪人。辛未。詔讀經於京畿諸寺。辛巳。遣五位以下掃灑  
 京寺。甲申。班幣於神祇。辛卯。公卿百寮。始造爲天皇病所願佛像。  
 癸卯。遣大夫謁者。詣諸社請雨。

甲辰。八日なり○己巳。四日なり○滿選者。選叙令に詳なり。天武紀二年に云り。併せ見るへし○壬  
 申。七日なり○己卯。十四日なり○癸卯。八日なり○丁卯。二日なり○辛未。六日なり○辛巳。十五  
 日なり○五位以下。本に下を上にする。今考本類史佛道部。集解に據る○掃灑。類史に掃を拂に作る  
 ○甲申。十九日なり○辛卯。二十六日なり○癸卯。二十八日なり。

秋七月乙未朔辛丑。夜半赦常鑿盜賊一百九人。仍賜布人四常。但外國  
 者。稻人二十束。丙午。遣使者。祀廣瀨與龍田。癸亥。公卿百寮。設開  
 佛眼會於藥師寺。八月乙丑朔。天皇定策禁中。禪天皇位於皇太子。

辛丑。七日なり。○常鑿を。水戸本に當紋に作り。水戸にて諸部開本と稱する本なりさもあるへし。常鑿にては。いかにも解かたし。小寺清先は。鑿疑鑿と云へれと。信かたし。また集解には。嬰金二字に作り。其説に。原作鑿。々檢字書。無所見。二字誤合。爲一字。文選。司馬遷報任少卿書曰。其次剔毛髮。嬰金鐵。受辱。濟曰。剔毛髮。謂髡刑。繞金鐵。謂鑿也。嬰繞也。按。謂常日嬰金爲徒。罪犯盜賊者。今赦其徒。と云り。訓をも。常嬰金盜賊を。ヒタニカセツケルヌスヒト。とよめり。さることのやうなれとも。字を改めたるは私なり。木村正辭云。此字今本のみならず。釋紀にも。二所まで鑿とあり。これ傳寫の誤なるにはあらざることを明けし。按に此は嬰金の二合字なり。本邦にては。此二合字といふもの。いと古くより用ゐれることにて。古婦人の稱に習トクといふことあり。刀自の二合字なり。これを和字とし。若女の稱なりと云るは誤なり。刀自は。家事を執行する婦人の稱なり。眞字上宮法王帝説に。習古郎女とある是なり。類從本に改めたる帝説には。刀自とかけり。和名抄に據りて。さかしらに改め又鳥は白田二合字にて。和名抄。大神宮儀式帳。延喜式等にあり。略は日古の二合字にて。出雲風土記に出たり。又國史萬葉集に。海人を泉郎とかけり。これ白水郎の二合字なり。姓の日下を。早とかけると同例なり。また新撰字鏡に。楮志毛とあるは。若木の二合字。同書に楮半呂乃木とあるは。香木の二合字なり。萬葉集に。天木香樹を。半呂と訓。古事記に香木を加豆良とよめり。また鑄加奴とあるは。鍛師の二合字なり。なほいと多かるを。さのみはとて省きつ。これらに準へて。鑿も嬰金の二合字なることを曉るへしとて。なほ二合字の。古く皇國に行はれし事を云れたるは。いとおもひつき考なれとも。なほ當紋とあるは。

こともなく易らかに通えられたれば。其によるへくや。さて訓のヒタは。常字によりてよめるものなるへけれ。後ひかたし。○丙午。十二日なり。○八月乙丑朔。類史及續紀には。乙丑を甲子に作り。集解引曆考曰。續紀作甲子朔。儀風曆推。此月甲子朔也。然以三經朔爲定。間有之。因隨書紀とあり。按此年はじめて儀風曆を用ひしこと。既に云り。即ち唐曆德曆なり。大日本史云。今按三曆法。實爲甲子。今姑從舊文。水鏡。一代要記。保三十年。皆誤。とあり。但し按三曆法。實爲甲子。と云れしは。唐法に依りて。これも彼も合へるを思ひおとされたるなり。○禰天皇位於皇太子。皇代記云。持統天皇。大化三年丁酉八月甲子。讓天位於輕皇太子。尊號曰太上天皇。首書云。前帝尊號始自此。持統天皇御事也。萬葉一。藤原宮代。高天原廣野姬天下。古寫本旁注云。元年丁亥。十一年讓位輕皇太子。尊號曰太上天皇。なほ類從要記。神皇正統記にも。同じく甲子なる文あり。今一々引出す。さて此御讓位の事につきて。信友か云れたる説に。續紀に載られたる。元明天皇即位の時の詔詞に。藤原宮御宇。倭根子天皇。持丁酉八月爾。此食國天下之業乎云々。今御宇。豆留天皇文爾。授賜而並坐。而。此天下乎。治賜比諸賜岐云々。と詔へり。此は持統天皇。文武天皇に。御位を禰たまひし後も。なほ相並はして。政まじめたりし由なり。これをもても。前に日嗣を申に立て給へる。三皇子草壁。市河の御上の御ありさまを。おもひやり奉るへきなり。さて讓位のうち。太上天皇の尊號を。奉られたまへるは。此持統天皇か。始にはおぼはしける。これも御世のうちに。合せたまへる御事なりけむかじ。尊號奉られたる年月は。史にも記されず。扶桑略記。水鏡。神皇正統記など。其ほかの書にも。さもなく。上に論る如く。懷風藻に。持統天皇を皇太后と申し。高市皇子に相繼給ふへき御事を。日嗣を稱し。萬野王の論奏

の趣の。紀さうちあひて聞えかたきは。持統天皇の御世知看じつとも。なほ萬に世を危み思ほしめし。御みつからは。譲り給ひて。三皇子を繼々に。日嗣を申に定奉り置給へる御事ごもの。例なき御ありまなりけるを。然は記されかたき趣なごのあるを。史例にさうのへて。文を作られたるか故なるへし。

上に備風集に。日嗣と書る事。論ひたる趣にも。おもひ合すへし。さてなほ此天皇の御世のありかたを。おもひやり奉るに。神功皇后の。韓國を奉向給ひ。其給國の御政。譲りおきて給ふに依りて。殊に彼國の王ごもの。長懼願服ひたりければ。隨神天皇成長坐て後も。なほ母皇后の。もはら韓國の御政。行ひ給ふたははせて。萬とすへて。政ご給ひけん事。おもひつからしむるへし。當時のありかた。何事も直くははらかにして。後のこと。際やかなる事は無かりしかば。天皇は自ら太子の如く。皇后は自ら天皇のごとくにて。坐ましけむ。此持統天皇の御世も。實のありかたは。其神功皇后の。御政譲り給ひたりしに。似たる趣なりけるか。そのかみ既に漢國風を。用お給へる御世なりければ。義を定めて。外面をつくり給へるから。内實と乖ひたることありけん。然るを紀の例として。さばやかに記したるか故に。事實のおほし。然る中にも。かの日嗣を定給へる。草壁皇子には尊と稱し。又相繼て立く。はた流らしむるも。ゆるなるへし。然る中にも。かの日嗣を定給へる。草壁皇子には尊と稱し。又相繼て立給へる高市皇子をば。後皇子尊と稱して。例の皇太子にては。おほしきまらりつる御品を。顯はされたるにそあるへき。

珂瑠皇子も。立太子の前には。三皇子と同じ例に。尊と稱し玉ふへきを。紀の見。本にも。此皇子の事見え給はず。若くは。はやくより寫説せるか。 抑皇女におはして。天津日嗣知看すごとは。更にあるまじき御事にて。其はかけまくも畏き。皇孫尊降臨まじけるより。爾來御代々々の天皇の御上にて。確實なる事は。申すも更なれど。無窮遠長の御代々々の中には。時勢によりては。止事得給はぬごとの。無き事あたはず。いと希には。姫尊におはして。姑く日嗣の御位に立給へるごとも。いでき始ぬるなり。されど其は素より。天照大御神の御依の。なへての例のまらぬ御事なれば。次の日嗣をば。前の天皇の皇太子と稱し定めて。御位を受傳はらしめ給へるは。なほ古の道を守り給へ

る義に。かなひたる御行にて。持統天皇すなはち。其道に依らせ給ひたりけん。畏くも推はかり思奉らるゝなり。然るは後の御事ながら。續紀大炊天皇卷。天平寶字三年六月庚戌詔に。比來太皇太后光明御命以互。朕爾詔宜久。略朕又念久。前聖武天皇乃皇太子止。定賜比天。天日嗣高御座乃坐爾。昇賜物乎云々。と見えたるにつけて。おもひ奉るに。

詔詞解に。件の詔詞の文の意は。孝廉天皇。姫尊に坐か故に。此大炊天皇を以て。聖武事なれば。聖武天皇の立給へり云にはあらす。又云く。此詔詞の件の趣は。太上天皇の教たまへき事なるに。太皇太后の教給へるは。聖武天皇の御子として。立給へる故にやあらむ。と説かれたるか如くなるへし。ついに。大炊天皇を。聖武天皇の皇太子と。稱し定む給ひて。日嗣を受傳らしめ給へること。この時皇太子を立給へる趣。そのかみの實の御ありかたにて。正しきは。此大御みつからの詔詞にて明確なり。

古の道にこそはありけめ。然るは皇女として。日嗣の御位に即給へるは。止事え給はぬ時に當り給へるか故にて。殊なる御事なれば。其女帝の皇太子と申すに立て。皇統を繼しめ給へき義あるへからす。故女帝の次の日嗣は。其前の天皇の皇太子と稱し定給ひて。御位を受傳はらしめ給へる御例にこそはありけめ。かくて立かへり思ひ奉るに。持統天皇の。三皇子を日嗣と定置給へるも。もはら御世を危ふみ思はせるか故なるへけれど。かつは古道に依り。皇太子の義を立給ひたるにて。珂瑠皇子を。後に皇太子に立給へるも。實は持統天皇には係給はず。前の天武天皇の皇太子と定めて。日嗣を受傳はらしめ給ひたりしなるへし。然るに此時の詔詞。又續紀の本文にも。直に禪位受禪し給へる趣なるは。これも上に論るご。全く同じ意はへにものせられたるにそあるへき。

禪位受禪の明年を。元年と立ちたるは。なへての御例にて。此に記されたるか如くなるを。此度のみ。受禪の年をもて。すなはち元年と立ちたりけるも。御ことしらひありての。御事なるへし。また持統天皇と稱し奉る御位の字。なへての詔法の字の類に似す。もしくは扶。持統一と云はむことと説いて。御行もて。稱へ奉るにはあらざるか。と云れたる。

さるへき説とおほしければ。こゝに載せつ。但し其文をも。取捨して出さて。此天皇御讓位の後六年ありて。御  
齡五十八にて崩し給ひき。其は續紀大寶二年十二月乙巳。太上天皇不豫。甲寅崩。三年冬十二月癸酉。諡  
曰大倭根子天之廣野日女尊。是日。火葬於飛鳥岡。壬午。合葬於大内山陵。（順史云。太上天皇崩。遺詔勿。來服等  
事。仍從。檢約。三年十二月。とあり。大日本史云。續紀。十二月二十二日甲寅崩。水鏡。皇代略記。爲三十日。本書  
受因。諸王諸臣奉。陳云。）享年關。皇胤紹運錄。神皇正統記。一代要記。並曰年五十八。とあり。

### 日本書紀卷第三十終

私開本中日本終字なし

### 日本書紀通釋卷之七十終

明治三十六年一月二十九日印刷  
明治三十六年一月三十一日發行

東京市神田區北神保町拾參番地

發行者 飯田 永夫

東京市牛込區南町拾八番地

發行者 藤森 佐五吉

東京市日本橋區兜町貳番地

印刷者 齋藤 章達

東京市日本橋區兜町貳番地

印刷所 東京印刷株式會社



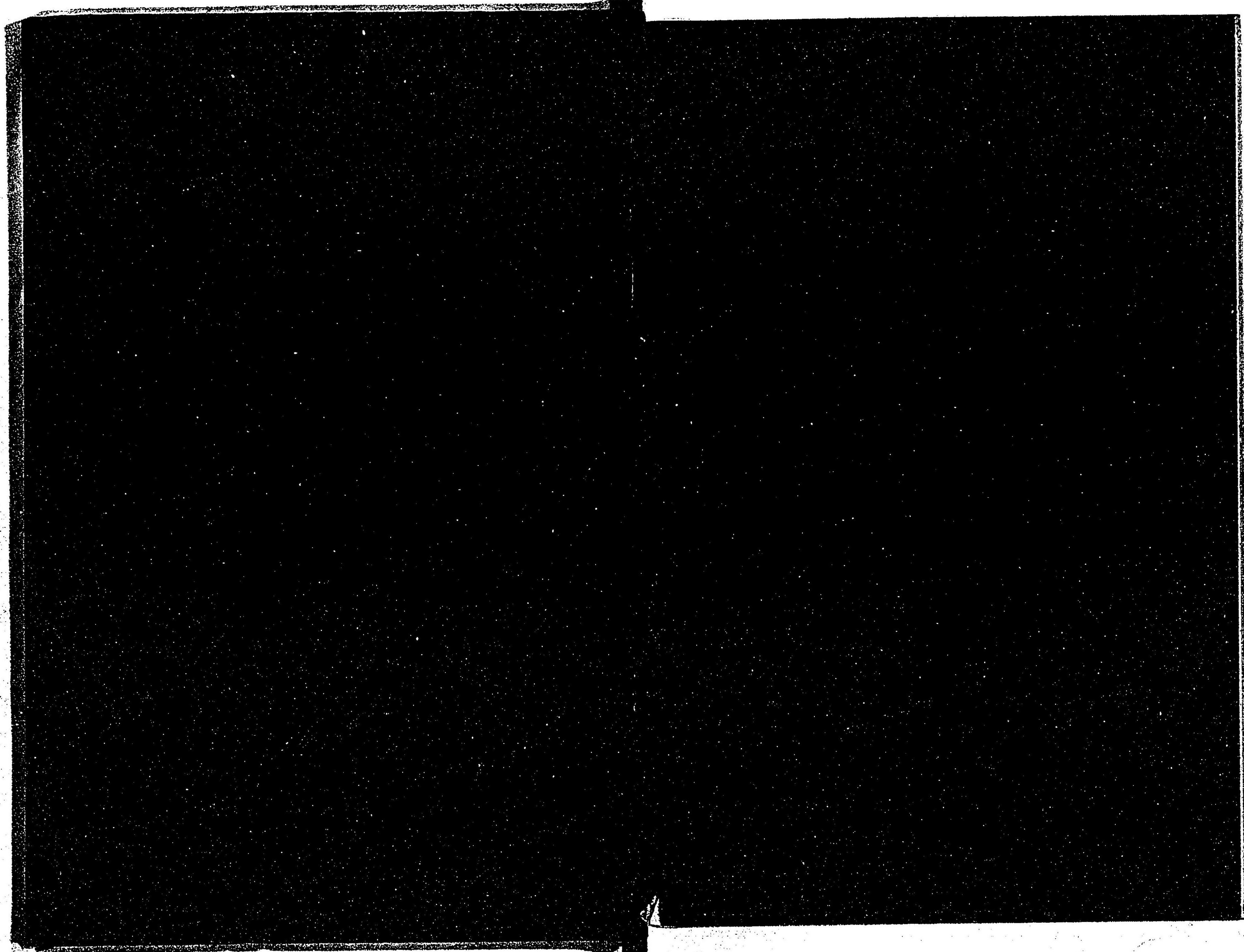
不許  
複製

東京市神田區錦町一丁目拾番地

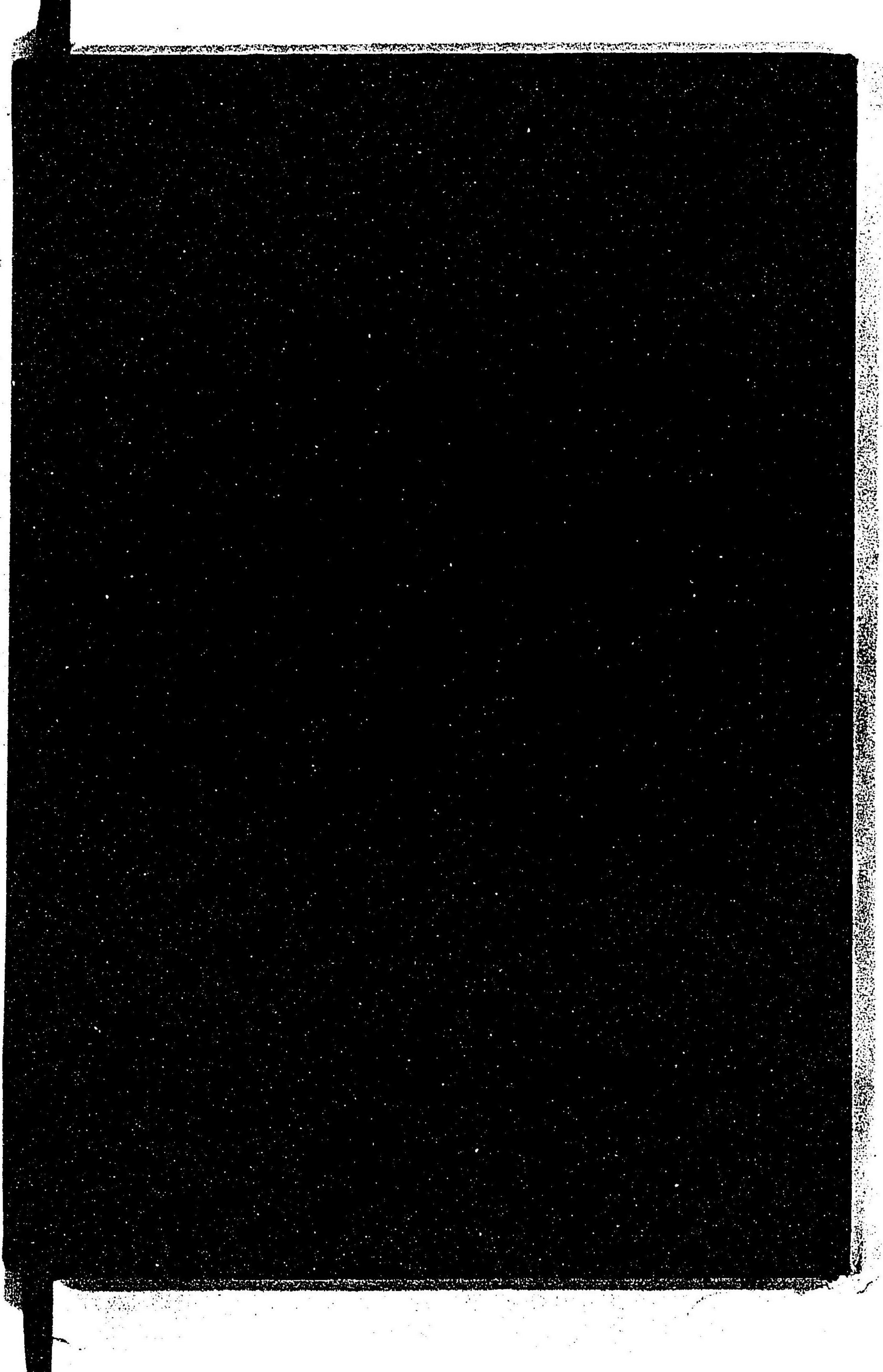
發賣所  
明治書院

東京市日本橋區通三丁目六番地

發賣所  
林平次郎







Ⓜ

001608-005-3

210.3-I172nm

日本書紀通釈

飯田 武郷/著

M35-42

ACB-4234



